



田染莊小崎の農村景観2次選定 文化的景観保存計画

大分県豊後高田市



第Ⅱ部 文化的景觀保存計画

第1章 基本方針

第1節 田染荘小崎の現状

田染荘小崎は、中世より受け継がれてきた農村の美しい歴史的景観、周囲の山々や岩峰、森林、河川、水田などによる優れた自然景観を有している区域である。

国東半島の各地域でも、ほ場整備などにより機械化による生産性の向上が図られる中、本地域住民は地域景観の文化的価値をいち早く認識し、ほ場整備を行わないことを決定した。その後も地域住民全員が参加する「荘園の里推進委員会」を中心に、水田の保全、継承のための活動を行ってきている。しかし、本地域では就農者の高齢化という大きな問題を抱え、農業後継者不足と戦い続けている。

田染地域一帯は1981年から大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館（現大分県立歴史博物館）によって行われた「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」の第1号の調査地に選ばれた地域である。調査の結果として、田染地域は「中世のムラ」の姿が現代にまで残されている貴重な景観を有しているという評価がなされたのである。特に田染小崎地区に関しては、荘官の屋敷地であった台藺集落を中心に、鎌倉時代から継承され続けている地割が残されており、それを現在の小地名（シコナや屋号）から実証できる点、自然の地形をたくみに利用した不揃いな形状の水田が残されており、古文書等からその発展と進化をたどることができる点において、歴史的価値が非常に高い地域であると評価されたのである。

平成9年以降、「田園空間博物館事業」の中で、水田の保全に取り組んできた田染小崎地域であったが、その一方で「文化的景観」の概念が国内にも浸透しつつあった時期でもあった。2004年4月には、文化財保護法が改定され、文化財の体系の中に「重要文化的景観」が組み込まれ、田染小崎地域も選定に名乗りをあげた地域のひとつであった。

田染小崎地区は平成22年8月5日に国の重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」に選定された。上記のような歴史的景観・自然景観が共存した素晴らしい景観として、当地域が認められた瞬間であった。

平成25年には、国東半島・宇佐地域は世界農業遺産（GIAHS）に認定された。それは厳しい自然環境の中で進化してきた国東半島の農業のシステムを評価するもので、田染荘小崎は連結式溜池や、クヌギ林を利用した農林業、そして水田に関する景観が、認定の際に大きく評価されたのである。

田染荘小崎の水田保全の取組みは、「重要文化的景観」「世界農業遺産」という2つの形となり、多くの人からの評価と理解を得ることができるようになったのである。

第2節 文化的景観の保全に関する基本方針

①地割に沿った土地利用の継続

田染荘小崎の文化的景観を構成する要素は、昔から受け継がれ変化していない農地ならびに集落の地割がある。特に農地においては、自然の地形を利用した水田、その水田に伴う道路、水路、灌漑システムなどにその価値が見出される。

伝統的な農業、農村の景観的特性を保全し、後世へ継承するために、その土地利用を継続していくものとする。

②水田の開発、集落の歴史的変遷を伝える景観構成要素の保存と管理

田染荘小崎は、絵図に示される水田の地割や史料に示される集落の屋号などをはじめ、社寺や石造物、伝統・文化・風習などを現在に伝える荘園村落としての開発の歴史や変遷を示す景観構成要素の保存・管理を行っていく。

③自然環境の保全

本地域には、独特の景観を有する岩峰や多様な動植物の生息が確認されている。美しい農村景観はこれらの自然が保全されてはじめて、その美しさを訪れる人々に提供することが可能になる。自然を守ることによって本地域の景観を維持し、後世に伝えていくものとする。

④地域活性化へ向けた新たな住民活動と活性化の実現

本地域の文化財的価値を多くの人々に伝え継承していくためには、農業を継続し、地域を活性化させ、そこに人々が集うよう取り組んでいく必要がある。常に新しい視点から地域内外の住民活動を活性化させ、地域の活性化に取り組んでいく。

⑤信仰にまつわる場所・文化財の保存と管理

田染荘小崎の各所には、ムラの信仰にまつわる場所・文化財が残されている。各地域の神社、古墓、岩屋、祠にいたるまでには、小崎の集落の特色溢れる宗教観に直結するようなものがあり、現代にまで受け継がれているものも多くある。それらの信仰物や習俗を保存・管理することによって、後世に伝えていくものとする。

⑥世界農業遺産でも認められた里山の農林業のシステムの維持継承

田染荘小崎が世界農業遺産の中で高く評価された里山の農林業のシステムについては、維持継承がなされなければ、景観の破壊・生態系の破壊・農業への影響が考えられる。連結式溜池やクヌギの計画的な栽培といった里山の農林業システムの維持継承に取り組むことで、田染荘小崎の美しい景観を保全していくことにつとめるものとする。

⑦運営体制の整備

上記の各種方針の実現に向け、地区住民、地区外住民、行政、専門家等が一体となって取り組む体制を整備する。

第2章 土地利用の方針

田染荘小崎の文化的景観の保存は、現在の水田及び集落の地割を継続した、土地利用を行っていくことを基本とする。このため、農地景観区域、集落景観区域、山岳景観区域に区分し、その保存管理方針を示し、所有者ならびに関係者が協力してこれにつとめることとする。

第1節 農地景観区域

本地区の農地（水田）は、不整形であるが美しい曲線をなし、荘園時代から受け継がれた形状を有している。それに伴い、水路（用排兼用水路）や農道は同じ曲線を有し、また、水利システムも昔から受け継がれた田越灌漑システムが残されている。また、田園空間博物館事業により、現在の営農に必要な最小限の整備が景観に配慮しつつ行われている。

また、水田は生態系を守る上でも重要な役割をしているという事は言うまでもない。水田自体や水田に関係する河川・溜池・水路における生物多様性はホタルやトンボに代表される。

選定区域内の水田やそれに伴う水路・農道に関しては、中世よりその形状を維持していると考えられているもの、当該地域の営農の歴史・緩やかな進化の過程を示すものの中で特に重要と考えられるもの、当該地域の水稲耕作や田園景観の維持・管理上なくてはならないと考えられるもの、優れた農業システムの到達点と考えられるもの、生物多様性を維持する上で重要だと考えられるものを継承していくことを基本とする。

水田景観の特徴	保存管理の方針
・自然の地形に沿って形成された水田はその開発の歴史を示しているとされる。 ・水源から各ほ場へは、その高低差を利用し用水路（用排水兼用水路）があり、田越し灌漑など昔ながらの水利システムが現存する。 ・転作などにより一部作付けが行われていないほ場もあるが、山間部の谷地帯にもまとまりのある水田が残されている。 ・水路並びに農道は農業を継続しやすい整備がなされている。 ・堰・溜池には小崎の農業の歴史を示す重要な要素であり、中近世の頃の位置や様子を史料から遡ることができる。 ・綺麗な水流が確保され、ホタルやオオイトサンショウウオ、トンボなどの生物が多く生息している。	【水 田】 ・現状の灌漑システムを維持した水田耕作の継続を図る。 ・水田耕作を基本として、基本的には新たな畦畔をいれないこととし、現状の水田形状を保存するように努める。 【水 路】 ・田園空間整備事業により整備された水路などの維持管理を行い、現状地形の保存を図る。 ・周辺の草刈、堆積した土砂の排除等の管理を行う。 【農 道】 ・農道の位置は変えないことを基本とする。 【溜池・堰】 ・維持管理は、水利組合を通じて今まで通り行う。 【河 川】 ・多様な生物を涵養する地としての維持管理を行う。 ・周辺の草刈などの周辺整備を行う。

【夕日岩屋から小崎地区を望む】



【溜池】



【畦】



【井堰】



【田越灌漑】



第2節 集落景観区域

中世からの良好な集落景観を残す代表的な台菌集落は、荘園時代からの屋号が現在も受け継がれており、水田と同様に敷地の形状（地割）が文化的価値ならびに景観を校正する要素となっている。今後もその敷地の形状を継承していくことを基本とする。

各屋敷比定地に関しては、中世～近世にかけてその位置と営みを維持してきたことを伝える材料として石造物・屋敷神を持っている場合が多く、適切な維持管理を行う必要がある。また中世の頃に、村の防衛機能を果たしていた土塁・石塁・堀に関しても、村の歴史を物語る重要な遺構として適切な維持管理を行う必要があると思われる。

村の信仰にまつわる文化財の保護を行う必要もある。まずは集落近辺に存在する神社などについては、その境内における建物・石造物の位置・形状の維持管理、植生などの自然環境の維持管理を行う必要がある。集落付属の古墓については、開発行為などの影響を受けないようにした上で、墓の位置について維持管理を行う必要がある。

集落景観区域の特徴	保存管理の方針
・史料に示される屋号が現在も受け継がれている。 ・土塁や道等により屋敷地の形状が示されている。 ・各屋敷の敷地内に、屋敷神が祀られている。	【屋敷地】 ・基本的に、現在の地割りを継続するとともに、地割り壊すような造成等を行なわないよう努める。 ・石垣、垣根を撤去した場合には、景観に配慮した工作物や植生（垣根）によってその境界の復元を図る。 ・家屋の増改築や新築等を行なう際には、景観に配慮するよう努める。 ・木造家屋の防災管理に努める。 ・屋敷地の形状を構成する土塁の維持するよう努める。 【道】 ・村絵図に示されている道の維持管理に努める。 【社寺】 ・基本的に、寺域の様態を変更するような造成等を行わないよう努める。 ・重要な石造物・木彫仏などの維持管理を努める。 ・基本的に、境内地・社叢を壊すような造成等を行なわないよう努める。 ・境内地・社叢近辺の清掃・草刈りなどの周辺整備を行う。 ・木造建築の防災管理に努める。 【古墓】 ・基本的に、墓地を移動させないよう努める。 ・墓地周辺の清掃・草刈りなどの周辺整備を行う。 【小社小堂・小祠・屋敷神】 ・基本的に、移動はさせないよう努める。 ・重要な石造物・仏像などの維持管理を努める。

【集落内の地名】



【鎌倉時代からの地割と屋敷】



【神社及び社叢】



【寺院及び石造物】



【土塁・石塁】



第3節 山岳景観区域

山岳地帯には、岩峰が点在し、地域特有の植生も見られる。また、昔、燃料や食料といった生活に密接に結びついた資源の供給源であった里山も現存している。今後は、山林の形状や植生、里山の保全・復元をはかり、農村付近の里山のあるべき景観を継承している。

山岳景観区域の特徴	保存管理の方針
・岩峰が点在し、地域特有の自然景観を形成している。 ・現在でも信仰の対象である岩屋などがあり、石仏や木造仏が祀られている。 ・広葉樹林、イブキシモツケ・イワヒバ群落などの特徴ある植生を有している。	【岩 峰】 ・すばらしい奇岩の景観保全に努める。 ・現在も信仰の対象となっている岩屋周辺の環境整備に努める。 【森 林】 ・基本的に、大規模な開発、造成を行わない。 ・広範囲にわたる樹木の伐採を極力避ける。必要な場合は、同等の植栽を確保する目的で植林を行う。

【岩峰が点在する山岳景観】



【岩屋】



【ホダ場】



第3章 規制行為

第1節 土地利用規制法等による行為規制の一覧

文化的景観保存計画範囲には、景観法に基づく行為規制がすべての範囲に適用されるほか、自然公園法、森林法、道路法、河川法、砂防法、農地法並びに農業振興地域に関する法律、文化財保護法などによる行為規制が適用される土地が含まれる。

土地利用 単 位	法令等名称 (規制に係る地域区分)	制度の目的	広域性の内容（許可又は届出）
全域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び休暇を図る	・工作物の新築、改築又は増築 ・木材の伐採、鉱物の採掘、土石の採取 ・河川等の水位又は水量の増減 ・広告物その他の掲出若しくは設置、又は広告その他の工作物等への表示 ・高山植物その他の採取又は破損 ・屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他の色彩変更
森林	農林法	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とを祈る	・開発行為の許可 ・伐採及び伐採後の造林の届出 ・保安林における制限 ・保安林における選抜・間伐の届出等
道路	道路法	道路網の整備、交通の発展を図る	・道路占用の許可
河川	河川法	災害発生の防止、河川の適正利用、流水の正常な機能維持及び河川環境の整備と保全	・流水及び土地の占用の許可 ・土石等の採取の許可 ・工作物の新築等の許可 ・土地の掘削等の許可 ・河川管理上支障を及ぼす行為の制限
谷筋	砂防法	治水、治山	・行為の制限の許可
田畑	農地法 農業振興地域に 関する法律	農業の健全な発展を図るとともに、国土資産の合理的な利用を図る	・農業振興地域及び農用地区域の指定 ・農用地区域内の開発行為の制限 ・農地等の利用転換の制限
全域	文化財保護法	文化財の適切な保護	・周知の埋蔵文化財包蔵地での開発行為（現状変更行為等）

第2節 景観法に基づく景観計画による規制

重要文化的景観の選定申出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要となった。このため、本市では、平成19年5月に景観行政団体となり、序章計画範囲図に示す範囲を景観法に基づく景観計画区域と定めた。「田染荘小崎景観計画」の策定及び「豊後高田市田染荘小崎景観づくり条例」（平成22年4月1日施行）の制定を行った。景観計画では、区域全体の景観保全の誘導と景観保全整備や活動の基本的考えを示すとともに、景観形成を適切にはかる仕組みとして、開発や建設などの既存景観を改変する行為に対して規制誘導の基準（景観形成基準）を示した。

景観計画に示された景観形成基準と届出が必要な行為及び届出対象となる規模などについては次ページ以降に示すとおりである。景観形成基準は、文化的景観保存計画の同じ範囲において定め、その内容は①共通事項、②建築物および屋敷地、③工作物、④土地の形質の変更（開発行為・土石の採取等を含む）、⑤木竹の伐採等、⑥屋外における物の堆積、の6つの項目に分かれている。また、景観形成基準は、本地区の歴史的景観並びに農村景観を継承するために必要な最低限の遵守事項を「基準」、地区の景観的特長を継承するために必要な条件で、他に有効な方法があれば代替も可能とする「指針」に分けて定められている。

基 本 目 標

「人々の暮らしを支え、景観を保全し後世に伝える。」

※営農を継続し、地区に暮らす人々の生活を支え、併せて、昔ながらの伝統、文化、風習を守り、育て、後世に継承していく。

景観形成基準

項目		内 容
共通事項	指針	・中世から続く景観を次世代に継承する。 ・美しい水田の広がりや集落のたたずまいを次世代に継承する。 ・農地としての利用を維持する。
	基準	・景観資産を保護する
建築物および屋敷地	指針	①建築物(改修) ・伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する(ただし、内部の居住環境の改善は自由)。 (新築) ・新築する場合は、基本的に地域の景観に調和するような構造、高さ、色彩で和風とする。 (付属屋) ・車庫等で付属屋についても木造を基調とし、地域の建築物と調和させる。 (建築設備) ・建築設備等はできるだけ道路より見えないようにする。 ②屋敷構え ・主屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 ③緑化の奨励 ・屋敷のおける庭木、生け垣、草花
	基準	①建築物(規模) ・新築する建築物の最高の高さは、13mを超えないこと(形態意匠) ・構造：新築では和風木造で、地上2階建て以下を基本とする。 ・屋根：和型瓦葺を基本とし、色彩については、既存家屋の色彩または自然色あるいは低彩色とする。 ・外壁：板壁調及び塗り壁調を基本とする。色彩は、自然素材色を基本とする。ただし、付属屋は景観に調和したものとする。 ②屋敷構え ・屋敷の履歴を配慮したものとし、前庭を設ける ③緑化 ・外構については、低木を基本とし、景観に調和させる
工作物	指針	①鉄塔等 ・送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。周辺と調和する色彩とする。 ②各種工作物 ・煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設は極力立地しない。 ③屋外照明等 ・屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・自動販売機等は、内蔵光源を明るすぎないようにする。 ・投光器等の天空への光束を行わない。 ④自動販売機 ・野立ての自動販売機は設置しない(ただし、屋敷地内及び店舗に属するものは除く)。 ⑤その他 ・景観に配慮する
	基準	①工作物 ・やむを得ず立地する工作物は、緑化等により目立たないようにするなど、景観に配慮する。 ・色彩は低彩度色を基調とする。
(開発行為・土地の形質の変更・土石の採取等を含む)	指針	①土地の形質の変更 ・農業目的以外の土石の形質の変更を基本的に抑制する。 ②土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は基本的に行わない。
	基準	①農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は行わない。やむを得ず行う場合は次によること。 - i 道路等から見て目立つ場所では行わない。 - ii 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 - iii 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。 ②新たなり面、土地の造成 ・新たなり面の築造は、次によること ・やむを得ず行う場合は、歴史および自然景観に調和するよう配慮する
木材の伐採等	指針	①木竹、景観木等の保全 ・歴史的景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。 ②森林の保全 ・森林の立木伐採において皆伐は行わない。 ③鎮守の森 ・鎮守の森の立木伐採において皆伐は行わない。 ④駐車場等における植栽 ・農業土地利用以外の観光客用の駐車場等の大規模なものにあっては、空間の分節化を行い、植栽を十分に行う。
	基準	①景観木等の保全 ・やむを得ず伐採した場合は、跡地に植栽を行う。
野外における物の堆積	指針	①農業目的以外の物の堆積 ・景観に不調和な露出した物の堆積は避ける(ただし、農業目的のものはその限りではない)。
	基準	①長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ・90日を超えて、高さ1.5mまたは面積50㎡を超える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない(ただし、農業目的のものはその限りでない)。 ・やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。

【工作物の定義】 ※ 景観法には工作物の定義がなされていないので、小崎については下記のように工作物を位置づける。

【工作物】電柱、電波塔、広告物・道路案内版、自動販売機、ガードレール、河川擁壁、砂防ダム、河川堰、河川橋梁、水田法面、住宅の擁壁石積み、階段等の石積み、公共工事で建設される人工物等

届出が必要な行為（田染荘小崎景観計画）

届出が必要な行為（景観法第16条第1項及び田荘園小崎地区景観計画による届出行為等に関する条）		
区 分		規 模 等
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転	建築面積が10㎡を超えるもの
	建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該変更に関わる面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替または色彩の変更	煙突、柱、高架水槽、屋外照明等
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等
		擁壁、さく、塀等
		電線路等
		電柱等
		電圧器等の地上機器等
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為の面積が10,000㎡以上のもの（都市計画法第29条第2項）
		採取又は掘採に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又は当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採	土石の採取、鉱物の掘採	採取又は掘採に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又は当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
土地の形質の変更	法面、擁壁、土地の造成等	変更にかかわる部分の面積が300㎡を超えるもの又は法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
木竹の伐採	木竹の伐採	高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの
屋外における物の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積する期間が90日を超えるものに限る。）	堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの又は高さが1.5㎡を超えるもの

* 景観法第16条第2項では、景観計画区域内において行為の届出（同第1項）をした場合、国土交通省令で定めるところの行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならないとされています。

届出の適用除外行為（景観法第16条第7項及び田荘園小崎地区景観計画による届出行為等に関する条）	
1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建築等 2 仮設の工作物の建築等 3 農地・河川での土石の採取又は鉱物の掘採 4 木竹の伐採で次に掲げるもの ・林業を営むために行なう木竹の伐採 ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行なわれる ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・仮植下木竹の伐採 ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 5 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行なう行為 6 建築物の存する敷地内で行なう建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採以外の行為	7 建築物の存する敷地内で行なう屋外における物の堆積で高さ1.5m以下又は面積が50㎡以下の行為 8 農業又は林業を営む行為 但し、次のいずれかに該当するものは届出が必要 ・建築物の建築 ・高さが5mを超え、又は築造面積が10㎡を超える貯水槽、飼料 ・用排水施設（幅員が2.0m以下の用排水路を除く）又は、幅員が ・土地の開墾 9 非常災害のために必要な応急処置として行なう行為 10 管理に関する行為

第3節 重要文化的景観の現状変更などの取扱基準

「田染荘小崎」では、農村景観を文化的景観としているため、そこに存在するすべてのものが景観を構成する大切な要素となる。

文化庁長官への滅失または毀損に係る届出の様態、現状変更などの届出の行為を、下記の通りとし、現状変更などの届出の対象となる要素とその内容について、次ページから整理する。

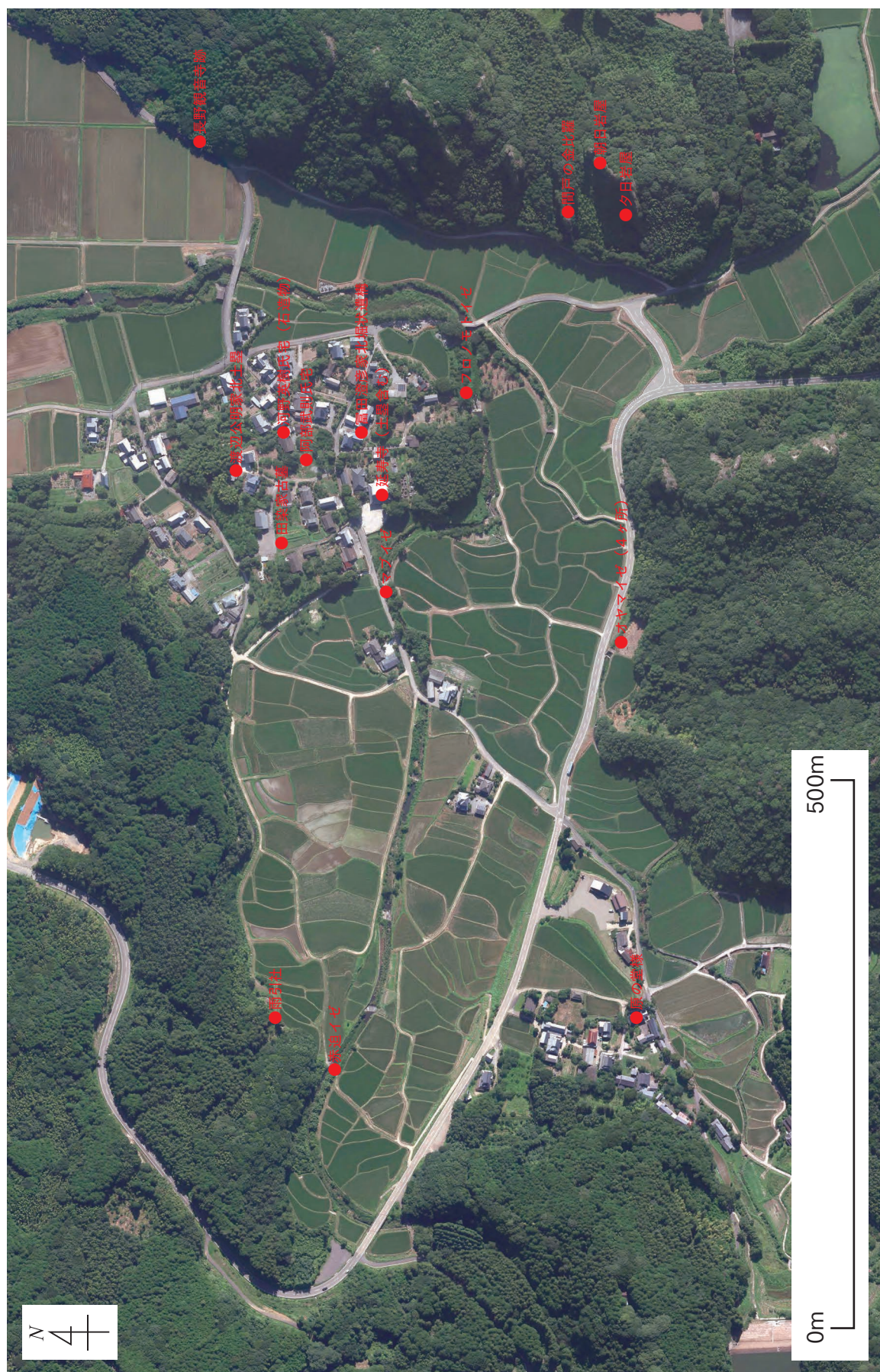
○文化庁長官への届出が必要な事項

届出の種類	届出が必要な様態・行為	届 出 日
滅 失	焼失、流出により物件が滅失	滅失・き損を知った日から10日以内
き 損	災害等により物件の過半が破損	
現状変更等 (現状変更または保存に影響を及ぼす行為)	物件の種別ごとに定める行為 (次ページ別表参照)	現状変更しようとする日の30日前まで

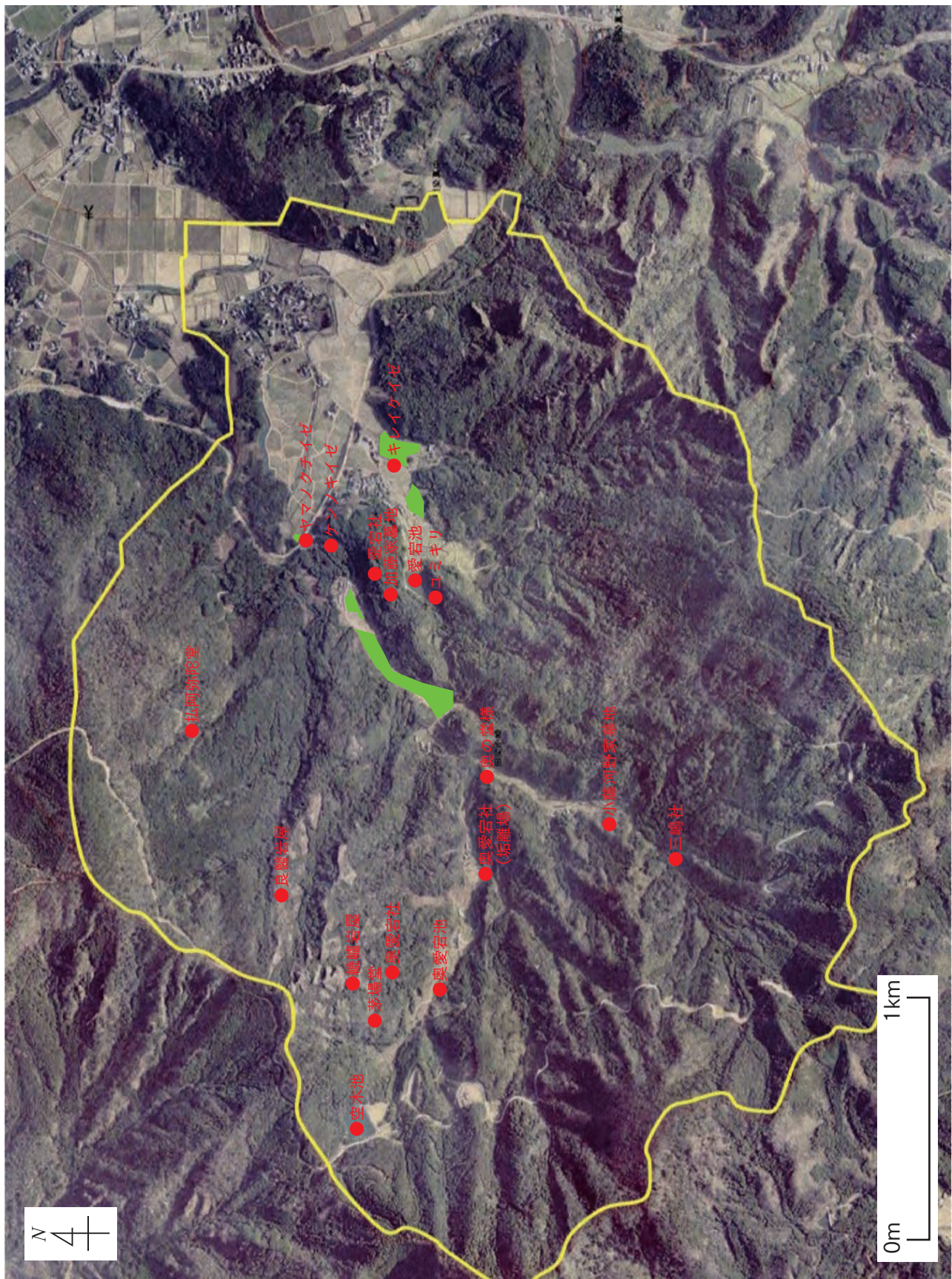
第Ⅱ部 文化的景観保存計画

番号	景観単位	種 別	構成要素	行 為	備 考	現状 変更	損失 き損	選定
1	工作物 (農業関連)	家屋	阿部武則邸(かとのいやしき)	増改築・除却	主屋・蔵・馬屋・附属屋	○	○	1
2		水田	水田1〜288(別図の通り)	減失・き損	良好な形で保存される水田	—	○	1・2
3		里道・市道	道1〜4(別図の通り)	減失・き損	集落の区割りを構成する道	—	○	1
4		用排水路	水路1〜63(別図の通り)	減失・き損	中世以来の良好な水田景観を支える水利システムとしての水路(マブを含む)	—	○	1・2
5		堰	赤迫イゼ	減失・き損	中世以来の位置を維持する堰及びの農村景観を形成する上で重要な堰	—	○	1
6			フロノモトイゼ	減失・き損		—	○	1
7			マブイゼ	減失・き損		—	○	1
8			オヤマイゼ	減失・き損		—	○	1
9			ヤマノクチイゼ	減失・き損		—	○	2
10			ケンノキイゼ	減失・き損		—	○	2
11			キレイケイゼ	減失・き損		—	○	2
12		溜池	愛宕池	減失・き損	中世から近世末にかけて徐々に進歩してきた小崎地区の農業を象徴する溜池	—	○	2
13			奥愛宕池	減失・き損		—	○	2
14			空木池	減失・き損		—	○	2
15		ホダ場	ユミキリ(別図の通り)	減失・き損	中世の水田の故地を維持し、小崎地区の代表的里山景観でもあるホダ場	—	○	2
16	工作物 (信仰関連)	土塁	延寿寺の土塁・石塁・空堀	改修・除却	延寿寺北東・北・西・南東・南	○	○	1
17		石塁	渡辺公明氏宅の土塁	改修・除却	渡辺公明氏宅北	○	○	1
18		空堀	富田澄彦氏宅の土塁	改修・除却	富田澄彦氏宅北	○	○	1
19		社寺 社寺跡 墓地等	長野観音堂	改修・移設・除却	石造物群、社寺跡の遺構	○	○	1
20			間戸の金毘羅	改修・移設・除却	石祠	○	○	1
21			雨引神社	改修・移設・除却	鳥居・拝殿・本殿・神木等	○	○	1
22			延寿寺	改修・移設・除却	石殿(応仁)・石造物群・堂宇・山門・レンガ壁等	○	○	1
23			田染家古墓(飯塚屋敷)	改修・移設・除却	石造物群	○	○	1
24			原の堂様	改修・移設・除却	仏像等	○	○	1
25			愛宕社	改修・移設・除却	本殿・拝殿・鳥居・石造物等	○	○	2
26			奥愛宕社	改修・移設・除却	本殿・拝殿・鳥居・参道・石造物・岩屋・垢離場等	○	○	2
27			三嶋社	改修・移設・除却	本殿・拝殿・鳥居・石造物等	○	○	2
28			奥の堂様	改修・移設・除却	石祠・庚申塔・鳥居等	○	○	2
29			鶏亀地藏堂	改修・移設・除却	仏像等	○	○	2
30			加藤家墓地	改修・移設・除却	墓石等	○	○	2
31			小藤河野家墓地	改修・移設・除却	墓石等	○	○	2
32		岩屋	朝日岩屋	改修・移設・除却	岩屋・仏像	○	○	1
33			夕日岩屋	改修・移設・除却	岩屋・仏像	○	○	1
34			良岩醫屋	改修・移設・除却	岩屋	○	○	2
35			弘阿弥陀堂	改修・移設・除却	岩屋	○	○	2
36			轆轤岩屋	改修・移設・除却	岩屋	○	○	2
37			茅場堂	改修・移設・除却	岩屋・覆屋・仏像	○	○	2

○田染荘小崎の農村景観 1 次選定範囲の構成要素



○田染荘小崎の農村景観２次選定申出範囲の構成要素一覧



第4節 重要文化的景観の形成に重要な家屋

1 重要建物（重要文化的景観を形成する重要な家屋）特定の基本的考え方

「田染荘小崎」の文化的景観は、「荘園村落遺跡」として荘園時代に起源を持ち、受け継がれてきた特有の景観が評価の視点となっている。

そのため、主屋・蔵・馬屋・付属屋等からなる農家の変遷を残す家屋についても、その景観を構成する大切な要素となる。

重要建物（重要文化的景観を形成する重要な家屋）を特定するにあたっては、“田染荘小崎固有の意匠・構造を持ち、伝統的な居住形態を示す、まとまりとなって存在する主屋・蔵・馬屋・付属屋等からなる木造の農家建築”であることを条件とする。

なお、この重要文化的景観を形成する重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋（総務省令で定めるものを除く）及び当該家屋の敷地の用に供される土地に対する固定資産税について、課税標準となるべき価格の2分の1の額を減額する。

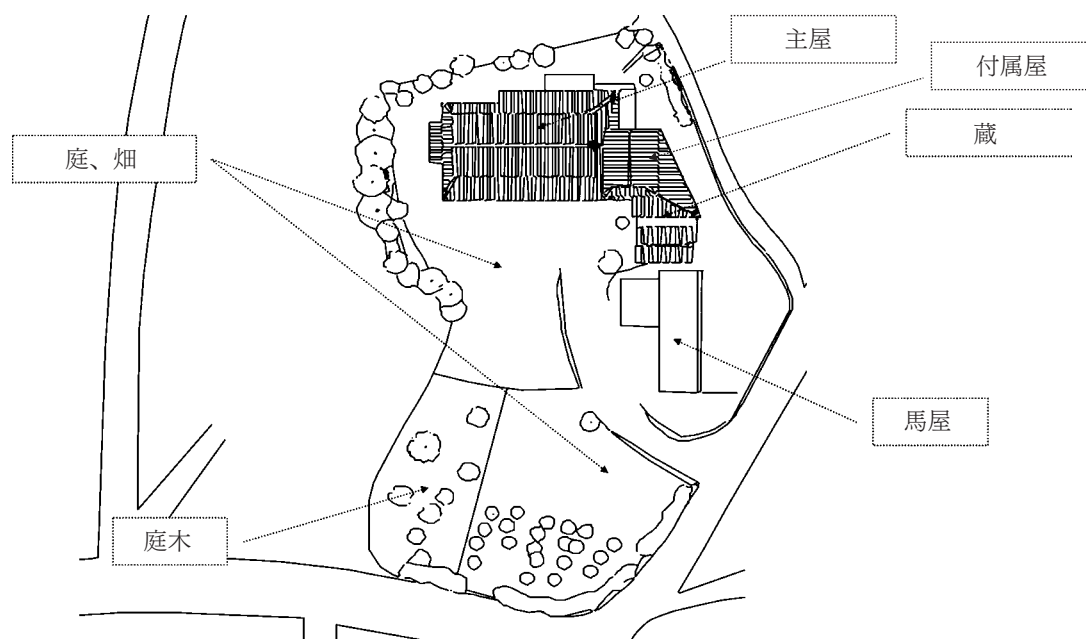


図 重要文化的景観の形成に重要な家屋の配置図

2 重要建物（重要文化的景観を形成する重要な家屋）特定

文化庁長官への現状変更行為の届出が必要なものとして、景観的特性の観点から以下の物件を特定した。

種 別	家屋（主屋・蔵・馬屋・付属屋）
所有者又は管理者	阿部武則
所 在 地	大分県豊後高田市田染小崎 2083 番地
建 築 年 代	明治後期
構 造 及 び 形 式	和小屋瓦葺・切妻造平入
特 徴・評 価	台藪地区の中心部に位置し、カドの屋敷とよばれている ■配置 主屋は、切妻造平入である。敷地の北側に位置し、東側には蔵。蔵の南には馬屋がある。敷地の西側には、いくつかの祠が残されている。敷地の南側は庭と畑で南端にはハナモモが、敷地全体には柿、松を中心に植えられている。 ■平面 玄関をドマに設けている。平面の表側には、ザシキ、ヒロマ、オク側にはナンド、ナシヨの四ツ間取で、表側には縁側が付く。 ■構造 主屋は、和小屋瓦葺きであるが、梁上に合掌尻の痕跡があり、当初は合掌を組む茅葺きであったことが明らかである。大黒柱には檜材を使用し、それ以外の柱には杉材が使用されている。 馬屋はネルベという粘土と石を混ぜた耐久性のある壁を使用している。また当初の屋根は茅葺きであった。 ■建立年代 二階が十分に発達していないということや、その釘に洋釘を使っていることから明治後期と考えられる。馬屋の建立年代は、聞き取り調査や形式から江戸時代まで遡ると推測される。



第4章 保存・整備方針

第1節 現状変更などの届出が必要な要素

景観を構成する要素のうち、特に文化的景観を保全する上で不可欠なものとして「現状変更等の届出が必要な要素」の特定を行った。

特定するにあたっては、「田染荘小崎」の文化的景観の特性に則った要件をそれぞれの構成要素において種別ごとに整理を行った。

【参考資料】

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令の施行について（通知）より抜粋（平成20年7月31日付文部科学省令第24号）

（1）文化的景観における重要な構成要素について（省令第1条関係）

ア 文化的景観における重要な構成要素とは、文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型的であると共に、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のことをいうこと。（注1）

イ 棚田や茶畑、茅場や造林地、養殖場や漁港など、生活・生業の営みによって形成される土地利用の形態自体を文化的景観として捉えて選定の申出を行う場合には、文化的景観に直接的な影響を及ぼす不動産全てを重要な構成要素として位置づけ、文化的景観保存計画に記載すること。

（注1）重要文化的景観の選定の申出にあたっては、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の3つの観点を念頭に置いて実施する文化的景観の保全に関する必要な調査において、学術的知見に基づき、当該文化的景観の価値を評価する上で必要な構成要素を正確に特定し、これにより文化的景観保存計画において当該文化的景観の位置及び範囲、アに基づく重要な構成要素を適切に設定すること。

◆届出が必要な要素（家屋）の要件

届出が必要な要素となる家屋の特定は、建物固有の特性面から下記の基準を設定し、基準を満たすもののうち、建物登記簿又は課税台帳等により住所・構造・面積・所有者等が特定でき、当該家屋の所有者等の同意が得られるものを対象とする。

《届出が必要な家屋を特定する基準》

敷地内の配置が以下の配置となっているもの。

敷地の北側に主屋、南側に畑もしくは庭、入口に馬屋（粘土と石を混ぜて造る「ネルベ」と呼ばれる壁）が配置され、他に付属屋として蔵を設けていること。周囲に柿、松などの庭木が配置されていること。

【届出が必要な要素】

- 阿部武則氏邸（重要文化的景観の形成に重要な家屋）



◆届出が必要な要素（水田）の要件

荘園時代から受け継がれた形状を有している水田および水田を形成する畦・農道

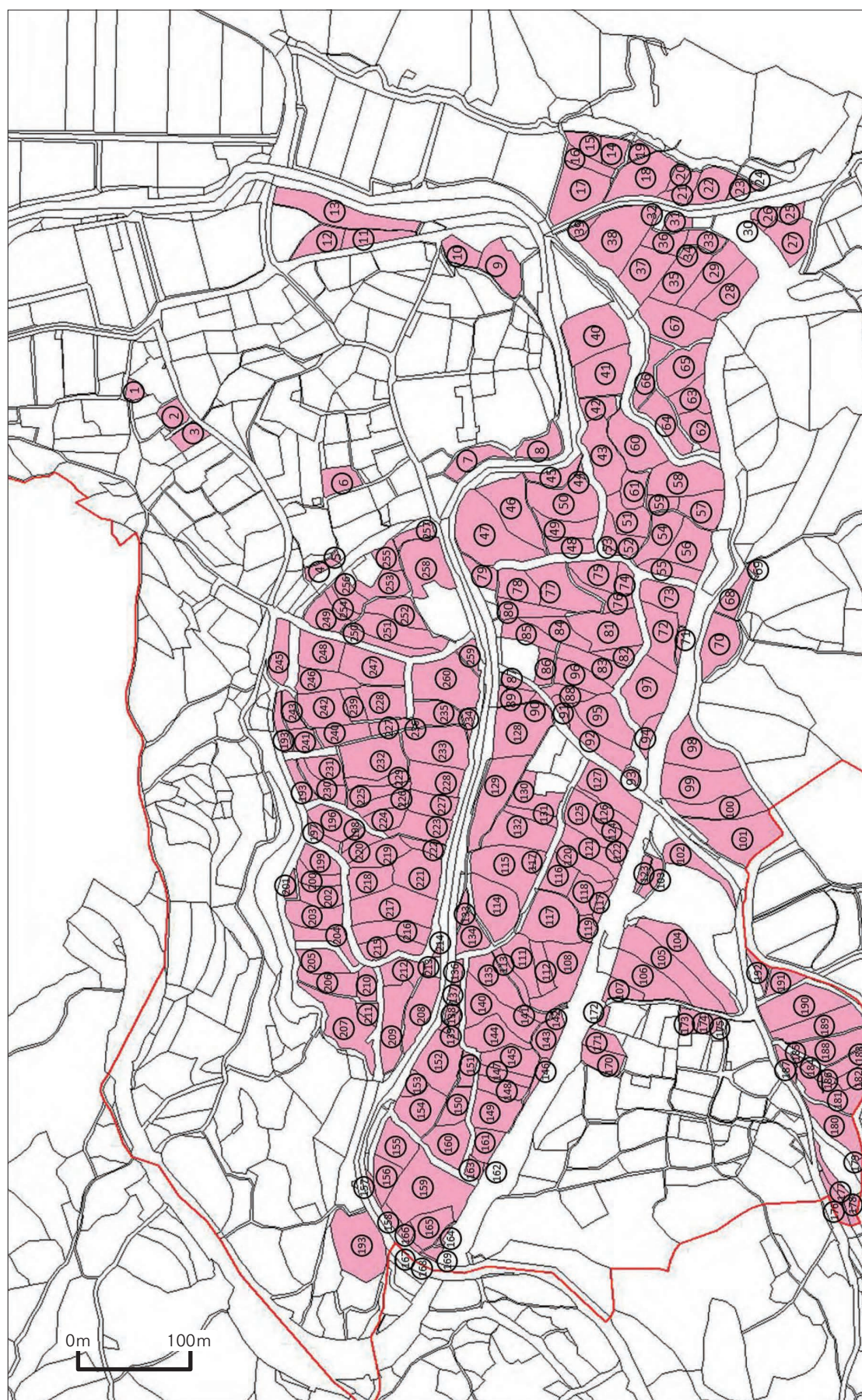


凡例

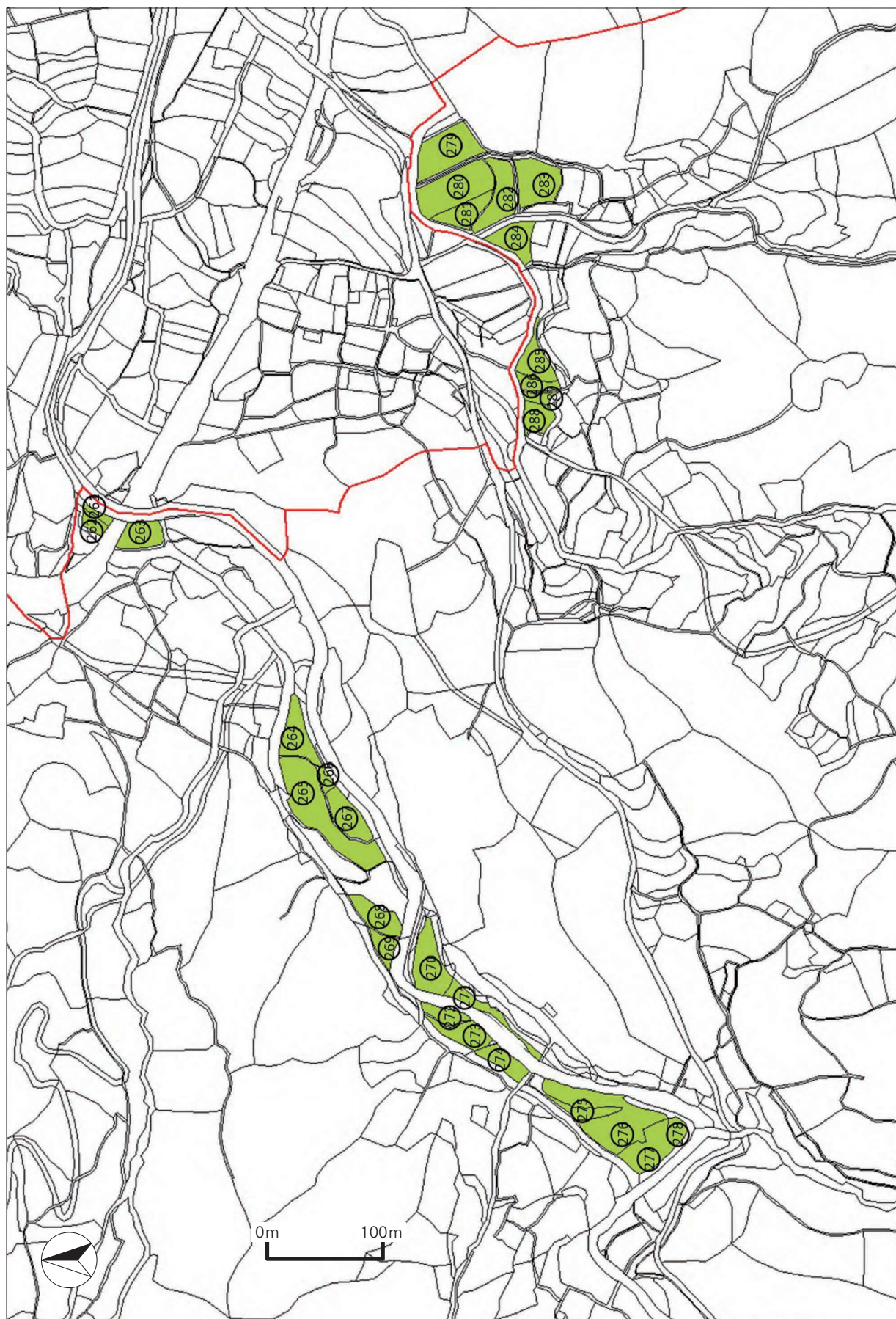
○: 1次選定範囲

○: 追加選定申出範囲

○一次選定範囲の水田位置図



○二次選定範囲の水田位置図



○届出が必要な要素（水田）一覧（一次選定分）

番号	地 番	大字名	小字名	現況地積
1	2010	田染小崎	六郎園	190
2	2012	田染小崎	六郎園	337
3	2028	田染小崎	六郎園	400
4	2047-1	田染小崎	上ノ原	136
5	2049-1	田染小崎	上ノ原	43
6	2072-1	田染小崎	上ノ原	514
7	2088-1	田染小崎	上ノ原	527
8	2090-1	田染小崎	上ノ原	583
9	2112	田染小崎	上ノ原	909
10	2118-1	田染小崎	上ノ原	469
11	2137-1	田染小崎	上ノ原	552
12	2138-1	田染小崎	上ノ原	552
13	2141-1	田染小崎	上ノ原	1,497
14	2259-1	田染小崎	竹ノ下	401
15	2259-2	田染小崎	竹ノ下	396
16	2260-1	田染小崎	竹ノ下	365
17	2261-1	田染小崎	竹ノ下	1,461
18	2262-1	田染小崎	竹ノ下	1,274
19	2263-1	田染小崎	竹ノ下	57
20	2274-1	田染小崎	竹ノ下	204
21	2275-1	田染小崎	竹ノ下	392
22	2276-1	田染小崎	竹ノ下	718
23	2277-1	田染小崎	竹ノ下	198
24	2278-1	田染小崎	竹ノ下	36
25	2447-1	田染小崎	池ノ内	270
26	2448-1	田染小崎	池ノ内	245
27	2450-1	田染小崎	池ノ内	762
28	2454-1	田染小崎	池ノ内	890
29	2455-1	田染小崎	池ノ内	1,031
30	2456-1	田染小崎	池ノ内	14
31	2458-1	田染小崎	池ノ内	244
32	2458-3	田染小崎	池ノ内	61
33	2459-1	田染小崎	池ノ内	377
34	2459-2	田染小崎	池ノ内	105
35	2460	田染小崎	池ノ内	942
36	2461-1	田染小崎	池ノ内	420
37	2462-1	田染小崎	池ノ内	1,118
38	2464-1	田染小崎	池ノ内	1,967
39	2465-1	田染小崎	池ノ内	88
40	2471-1	田染小崎	下山	4,524
41	2473-1	田染小崎	下山	4,364
42	2475-1	田染小崎	下山	367
43	2478-1	田染小崎	下山	1,143
44	2479-1	田染小崎	下山	28
45	2480	田染小崎	下山	261
46	2484-1	田染小崎	下山	1,137
47	2485-1	田染小崎	下山	1,959
48	2486-1	田染小崎	下山	453
49	2487-1	田染小崎	下山	536
50	2488-1	田染小崎	下山	1,393

番号	地 番	大字名	小字名	現況地積
51	2489-1	田染小崎	下山	711
52	2490-1	田染小崎	下山	562
53	2491-1	田染小崎	下山	51
54	2492-1	田染小崎	下山	783
55	2493-1	田染小崎	下山	456
56	2494-1	田染小崎	下山	937
57	2496-1	田染小崎	下山	709
58	2498-1	田染小崎	下山	1,277
59	2499-1	田染小崎	下山	239
60	2500-1	田染小崎	下山	1,145
61	2500-2	田染小崎	下山	537
62	2501-1	田染小崎	下山	488
63	2504-1	田染小崎	下山	487
64	2504-3	田染小崎	下山	798
65	2505-1	田染小崎	下山	1,032
66	2506-1	田染小崎	下山	597
67	2508-1	田染小崎	下山	1,349
68	2529-1	田染小崎	下山	498
69	2529-5	田染小崎	下山	51
70	2551-1	田染小崎	下山	856
71	2552-1	田染小崎	下山	74
72	2553-1	田染小崎	下山	915
73	2554-1	田染小崎	下山	913
74	2555-1	田染小崎	下山	287
75	2556-1	田染小崎	下山	439
76	2557-1	田染小崎	下山	497
77	2558-1	田染小崎	下山	1,054
78	2559-1	田染小崎	下山	660
79	2560-1	田染小崎	下山	332
80	2563-1	田染小崎	下山	593
81	2564-1	田染小崎	下山	1,199
82	2565-1	田染小崎	下山	317
83	2566-1	田染小崎	下山	690
84	2567	田染小崎	下山	595
85	2568-1	田染小崎	下山	552
86	2571-2	田染小崎	下山	357
87	2572-1	田染小崎	下山	161
88	2573-1	田染小崎	下山	372
89	2573-2	田染小崎	下山	159
90	2573-3	田染小崎	下山	61
91	2574-1	田染小崎	下山	178
92	2575-1	田染小崎	下山	858
93	2576-1	田染小崎	下山	120
94	2577-1	田染小崎	下山	241
95	2578-1	田染小崎	下山	1,058
96	2579-1	田染小崎	下山	450
97	2580-1	田染小崎	下山	1,492
98	2582-1	田染小崎	下山	1,309
99	2585-1	田染小崎	下山	1,659
100	2586-1	田染小崎	下山	1,002

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
101	2587-1	田染小崎	下山	1,618
102	2592-1	田染小崎	原	575
103	2595-1	田染小崎	原	240
104	2600-1	田染小崎	原	1,172
105	2601-1	田染小崎	原	1,389
106	2602-1	田染小崎	原	1,021
107	2603-1	田染小崎	原	355
108	2605-1	田染小崎	原	1,081
109	2607-1	田染小崎	原	148
110	2608-1	田染小崎	原	1,450
111	2609-1	田染小崎	原	783
112	2609-2	田染小崎	原	373
113	2610-1	田染小崎	原	279
114	2611-1	田染小崎	原	1,104
115	2612-1	田染小崎	原	1,366
116	2613-1	田染小崎	原	473
117	2613-2	田染小崎	原	127
118	2614-1	田染小崎	原	668
119	2615-1	田染小崎	原	168
120	2616-1	田染小崎	原	524
121	2617-1	田染小崎	原	658
122	2618-1	田染小崎	原	84
123	2618-3	田染小崎	原	168
124	2619-1	田染小崎	原	277
125	2620-1	田染小崎	原	733
126	2621-1	田染小崎	原	432
127	2622-1	田染小崎	原	1,101
128	2624-1	田染小崎	原	1,537
129	2627	田染小崎	原	1,398
130	2628-2	田染小崎	原	677
131	2629-1	田染小崎	原	262
132	2630-1	田染小崎	原	1,167
133	2634	田染小崎	原	122
134	2635-1	田染小崎	原	505
135	2636-1	田染小崎	原	870
136	2637-1	田染小崎	原	112
137	2638-1	田染小崎	原	110
138	2639-1	田染小崎	原	94
139	2640-1	田染小崎	原	138
140	2641-1	田染小崎	原	1,248
141	2642-1	田染小崎	原	144
142	2642-2	田染小崎	原	37
143	2645-1	田染小崎	原	181
144	2646-1	田染小崎	原	826
145	2647-1	田染小崎	原	727
146	2648-1	田染小崎	原	183
147	2649-1	田染小崎	原	238
148	2650-1	田染小崎	原	467
149	2651	田染小崎	原	895
150	2652-1	田染小崎	原	424

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
151	2652-2	田染小崎	原	291
152	2653-1	田染小崎	原	1,317
153	2654	田染小崎	原	241
154	2655-1	田染小崎	原	949
155	2657-1	田染小崎	原	24
156	2658-1	田染小崎	原	545
157	2659	田染小崎	原	95
158	2660	田染小崎	原	46
159	2661-1	田染小崎	原	2,108
160	2662-1	田染小崎	原	825
161	2663-1	田染小崎	原	443
162	2664-1	田染小崎	原	15
163	2665-1	田染小崎	原	189
164	2667-1	田染小崎	原	53
165	2668	田染小崎	原	575
166	2669	田染小崎	原	135
167	2670	田染小崎	原	42
168	2671-1	田染小崎	原	11
169	2672-1	田染小崎	原	39
170	2702-1	田染小崎	原	515
171	2703-1	田染小崎	原	400
172	2704	田染小崎	原	89
173	2711-1	田染小崎	原	210
174	2712	田染小崎	原	138
175	2713	田染小崎	原	128
176	2753-1	田染小崎	原	259
177	2754-1	田染小崎	原	284
178	2755	田染小崎	原	88
179	2757-1	田染小崎	原	6
180	2758-1	田染小崎	原	872
181	2759-1	田染小崎	原	836
182	2760-1	田染小崎	原	370
183	2761-1	田染小崎	原	444
184	2762-1	田染小崎	原	17
185	2762-2	田染小崎	原	66
186	2762-3	田染小崎	原	64
187	2763-1	田染小崎	原	232
188	2764-1	田染小崎	原	987
189	2765-1	田染小崎	原	1,043
190	2767-1	田染小崎	原	1,340
191	2771-1	田染小崎	原	345
192	2772-1	田染小崎	原	225
193	4876	田染小崎	赤迫	1,536
194	4997-1	田染小崎	赤迫	243
195	4997-3	田染小崎	赤迫	146
196	4998-1	田染小崎	赤迫	726
197	4999-1	田染小崎	赤迫	192
198	4999-3	田染小崎	赤迫	117
199	5000-1	田染小崎	赤迫	461
200	5001-1	田染小崎	赤迫	381

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
201	5002-1	田染小崎	赤迫	146
202	5003-1	田染小崎	赤迫	481
203	5004-1	田染小崎	赤迫	686
204	5005-1	田染小崎	赤迫	575
205	5007	田染小崎	赤迫	538
206	5008-1	田染小崎	赤迫	671
207	5009-1	田染小崎	赤迫	819
208	5013-1	田染小崎	赤迫	592
209	5014-1	田染小崎	赤迫	1,125
210	5015-1	田染小崎	赤迫	377
211	5015-3	田染小崎	赤迫	215
212	5016-1	田染小崎	赤迫	591
213	5018-1	田染小崎	赤迫	15
214	5020-1	田染小崎	赤迫	56
215	5021-1	田染小崎	赤迫	644
216	5022-1	田染小崎	赤迫	729
217	5024-1	田染小崎	赤迫	1,514
218	5025-1	田染小崎	赤迫	728
219	5026-1	田染小崎	赤迫	706
220	5026-2	田染小崎	赤迫	261
221	5027-1	田染小崎	赤迫	1,089
222	5030-1	田染小崎	赤迫	282
223	5031-1	田染小崎	赤迫	656
224	5032-1	田染小崎	赤迫	391
225	5033-1	田染小崎	赤迫	430
226	5033-3	田染小崎	赤迫	423
227	5034-1	田染小崎	赤迫	644
228	5035-1	田染小崎	赤迫	839
229	5036-1	田染小崎	赤迫	252
230	5037-1	田染小崎	赤迫	484
231	5038-1	田染小崎	赤迫	454
232	5039-1	田染小崎	赤迫	1,458
233	5040-1	田染小崎	赤迫	1,420
234	5042-1	田染小崎	赤迫	97
235	5043-1	田染小崎	赤迫	648
236	5043-2	田染小崎	赤迫	55
237	5044-1	田染小崎	赤迫	304
238	5045-1	田染小崎	赤迫	725
239	5046-1	田染小崎	赤迫	341
240	5047-1	田染小崎	赤迫	466
241	5047-4	田染小崎	赤迫	350
242	5048-1	田染小崎	赤迫	1,009
243	5049-1	田染小崎	赤迫	284
244	5050-1	田染小崎	赤迫	172
245	5051-1	田染小崎	赤迫	545
246	5052-1	田染小崎	赤迫	656
247	5053-1	田染小崎	赤迫	1,160
248	5054-1	田染小崎	赤迫	858
249	5055-1	田染小崎	赤迫	522
250	5055-6	田染小崎	赤迫	499

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
251	5056-1	田染小崎	赤迫	1,080
252	5057-1	田染小崎	赤迫	648
253	5058-1	田染小崎	赤迫	243
254	5059-1	田染小崎	赤迫	252
255	5060-5	田染小崎	赤迫	342
256	5060-6	田染小崎	赤迫	454
257	5061-1	田染小崎	赤迫	151
258	5062-1	田染小崎	赤迫	1,354
259	5068-1	田染小崎	赤迫	143
260	5071-1	田染小崎	赤迫	1,742

○届出が必要な要素（水田）一覧（二次選定分）

番号	地番	大字名	小字名	現況地積
261	4521-3	田染小崎	堂山	140
262	4522-1	田染小崎	堂山	276
263	4521-2	田染小崎	堂山	757
264	4505-1	田染小崎	堂山	990
265	4499-1	田染小崎	堂山	2707
266	4503-1	田染小崎	堂山	164
267	4500-1	田染小崎	堂山	888
268	4493-1	田染小崎	堂山	886
269	4493-2	田染小崎	堂山	1242
270	4495-1	田染小崎	堂山	772
271	4476-1	田染小崎	タカイ	416
272	3328-1	田染小崎	多々良	1279
273	3329-1	田染小崎	多々良	639
274	4461-1	田染小崎	タカイ	404
275	4460-1	田染小崎	タカイ	743
276	4459-1	田染小崎	タカイ	599
277	4437-2	田染小崎	タカイ	565
278	4436-1	田染小崎	タカイ	2573
279	4431-1	田染小崎	タカイ	1136
280	4433-1	田染小崎	タカイ	301
281	2775-1	田染小崎	七ツヤ	1633
282	2779-1	田染小崎	七ツヤ	1855
283	2781-1	田染小崎	七ツヤ	755
284	2783-1	田染小崎	七ツヤ	1139
285	2808-1	田染小崎	七ツヤ	1267
286	2784-1	田染小崎	七ツヤ	866
287	2961-1	田染小崎	合田	765
288	2962-1	田染小崎	合田	350
289	2991-1	田染小崎	合田	217
290	2992-1	田染小崎	合田	584

◆届出が必要な要素（道）の要件

集落の区割りを構成する道



台藺地区に残る道の例



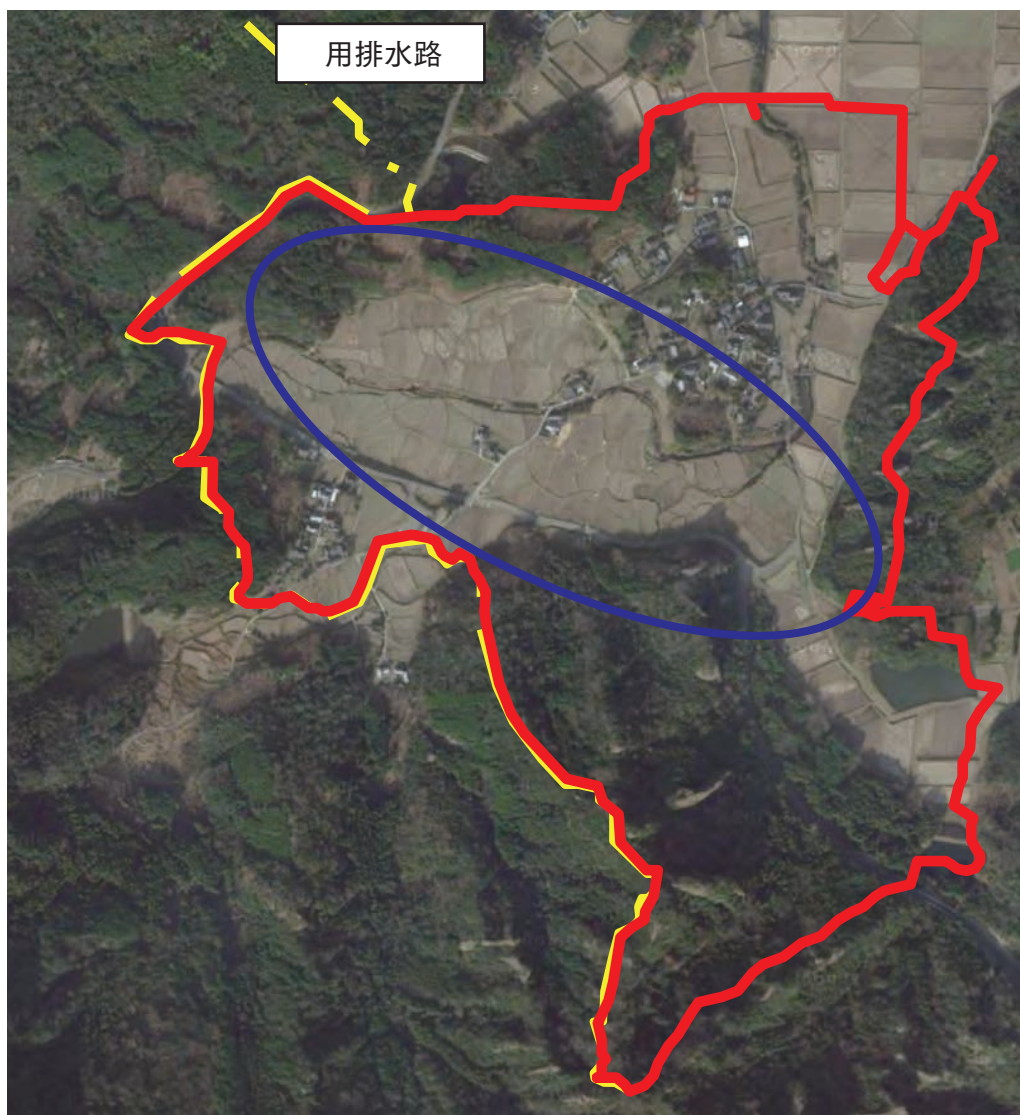
小崎村絵図に描かれた道

道路線長

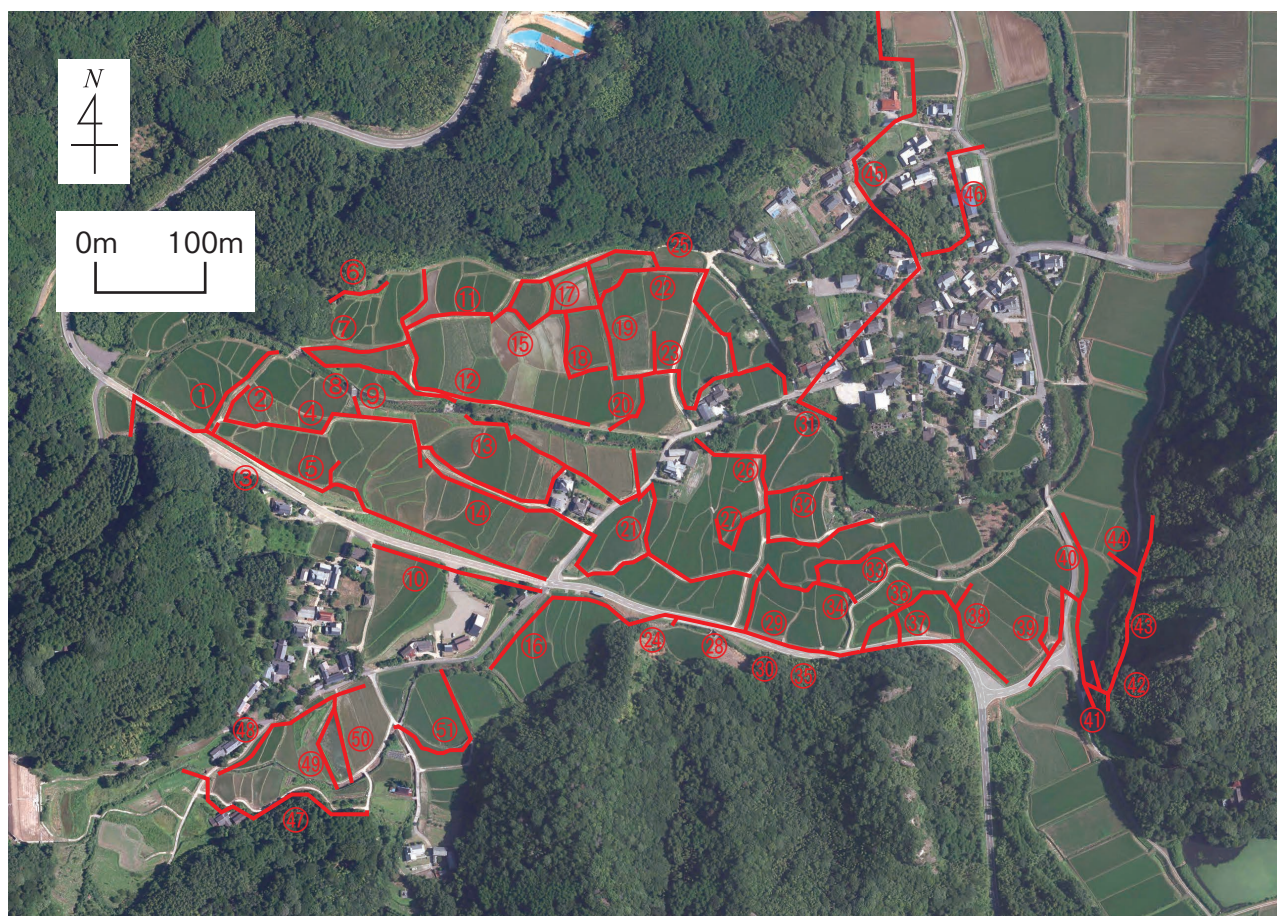
路線番号	全長 (m)
①	7 1 5
②	4 2 6
③	1 2 9
④	1 1 4
合計	1,3 8 4

◆届出が必要な要素（用排水路）の要件

「中世以来の良好な水田景観」や「生物多様性」を支える水利システムとしての水路



○届出が必要な要素（用排水路）の一覧（1次選定）

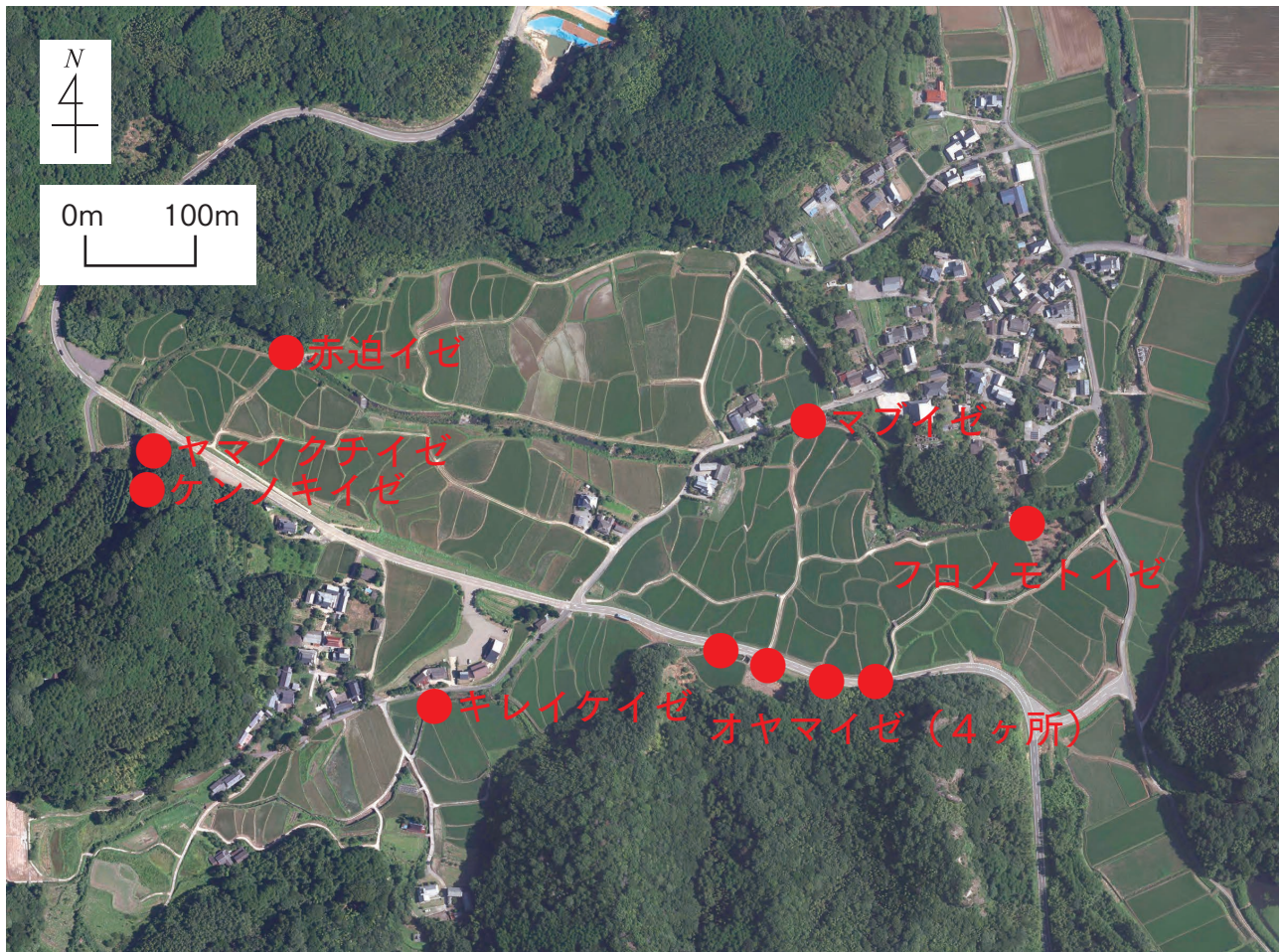


○届出が必要な要素（用排水路）の一覧（2次選定申出範囲）



◆届出が必要な要素（堰）の要件

中世からの位置が文献などで推定できる堰
中世以来の水掛りを維持する為に重要な役割を果たす堰
中世以来の良好な水田景観を形成する重要な堰
近世の小崎地区の灌漑体系の完成を示す重要な堰



【届出が必要な要素】

●赤迫イゼ



●フロノモトイゼ



●オヤマイゼ（１～４）



●キレイケイゼ



●マブイゼ



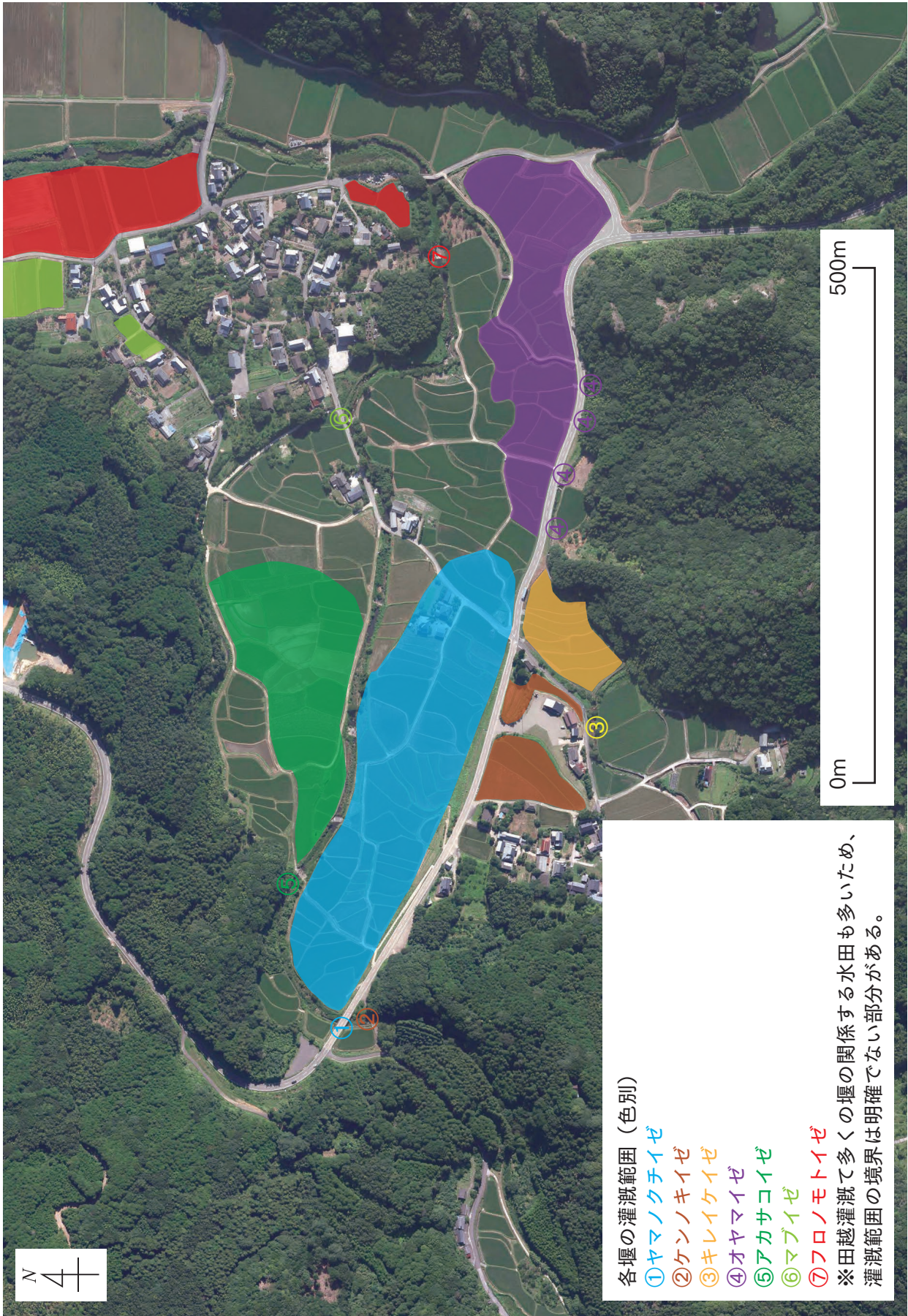
●ヤマノクチイゼ



●ケンノキイゼ

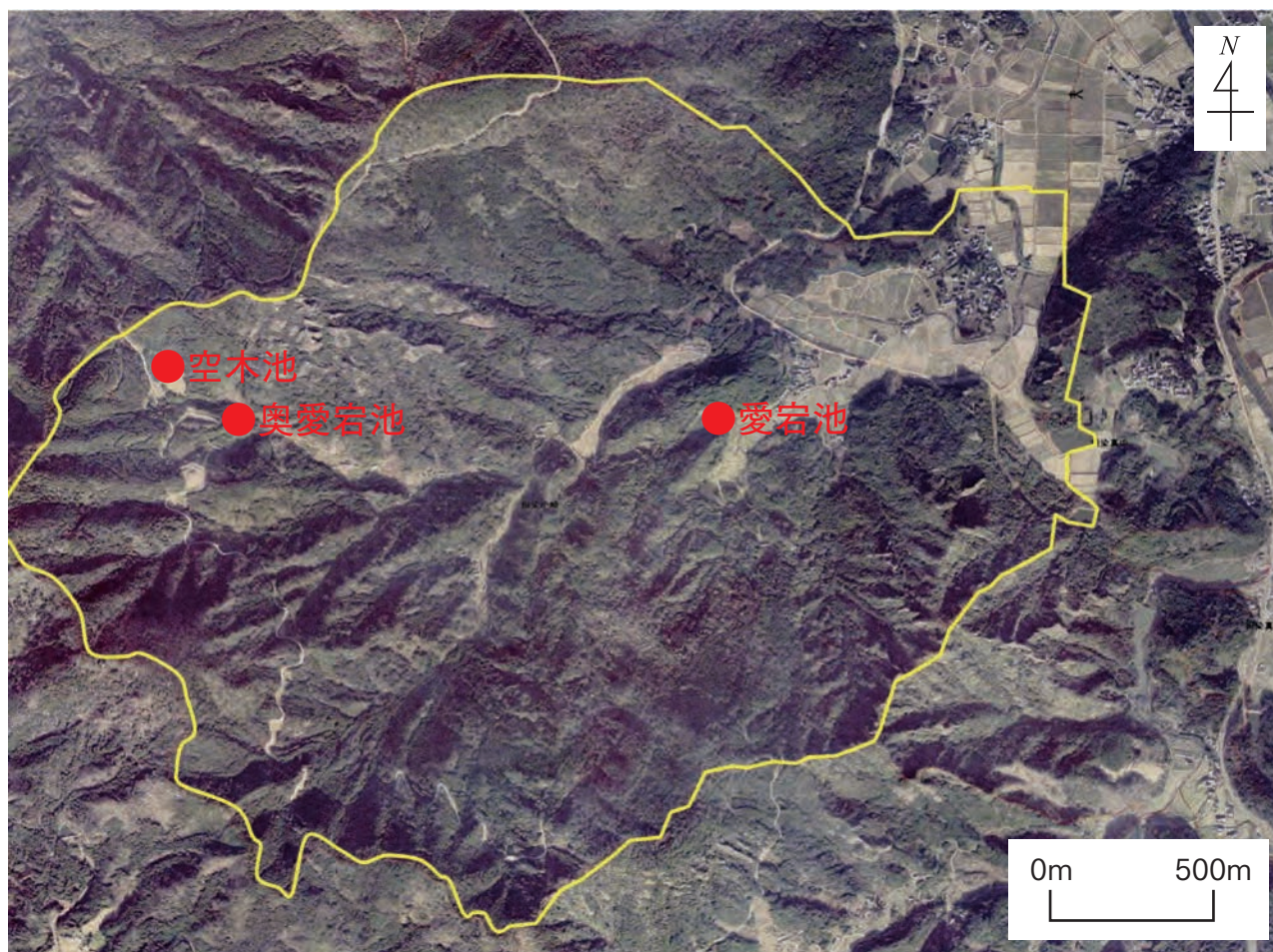


○各堰の灌漑範囲



◆届出が必要な要素（池）の要件

中世以来の良好な水田景観と伝統的農法を維持する為に重要な溜池
近世の小崎地区の灌漑体系の発達過程・完成を示す重要な溜池



【届出が必要な要素】

●空木池



●愛宕池



●奥愛宕池



◆届出が必要な要素（土塁・石塁・堀状遺構）の要件

中世以来の屋敷区画の痕跡としての土塁・石塁・堀状遺構



【届出が必要な要素】

●延寿寺の土塁2ヶ所、石塁2ヶ所、堀状遺構1ヶ所



●渡辺公明家の土塁



●富田澄彦家の堀状遺構

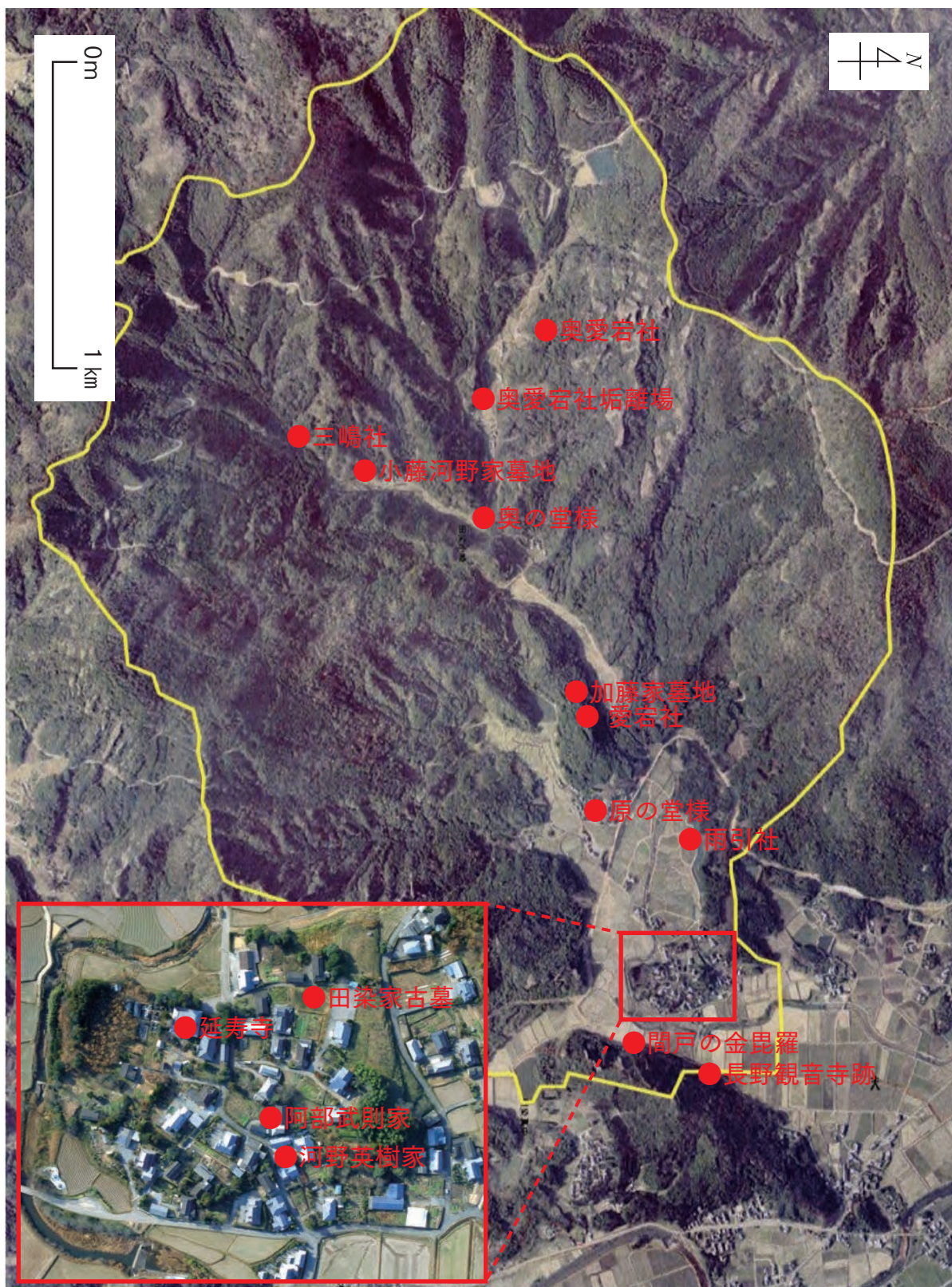




番号	所 在	長さ	幅	高さ
①	延寿寺北東	15.8m	2.5m	1.27m
②	延寿寺北	27.0m	4.0m	1.70m
③	延寿寺西	18.6m	3.0m	0.30m
④	延寿寺南東	17.5m	3.0m	0.30m
⑤	延寿寺南	31.5m	4.5m	0.84m
⑥	富田澄彦家北	17.0m	2.0m	0.90m
⑦	渡辺公明家北	31.0m	2.8m	1.70m

◆届出が必要な要素（社寺、社寺跡、墓地など）の要件

中世以来の村落景観の遺構として重要なもの
各遺構に付随する石造物等



【届出が必要な要素】

(台藺集落付近)

●長野観音寺跡



●雨引社



●延寿寺



●間戸の金毘羅



●阿部武則家の石造物



●イイズカ・田染家古墓



●河野英樹家の石造物



(原・堂山・杵淵集落付近)

●愛宕神社（及びその境内地）



●加藤家墓地



●原の堂様



●奥の堂様



(空木集落付近)

●奥愛宕社（及びその境内地、垢離場、奥ノ院）



●鶏亀地藏堂



(小藤集落付近)

●三嶋社（及びその境内地）

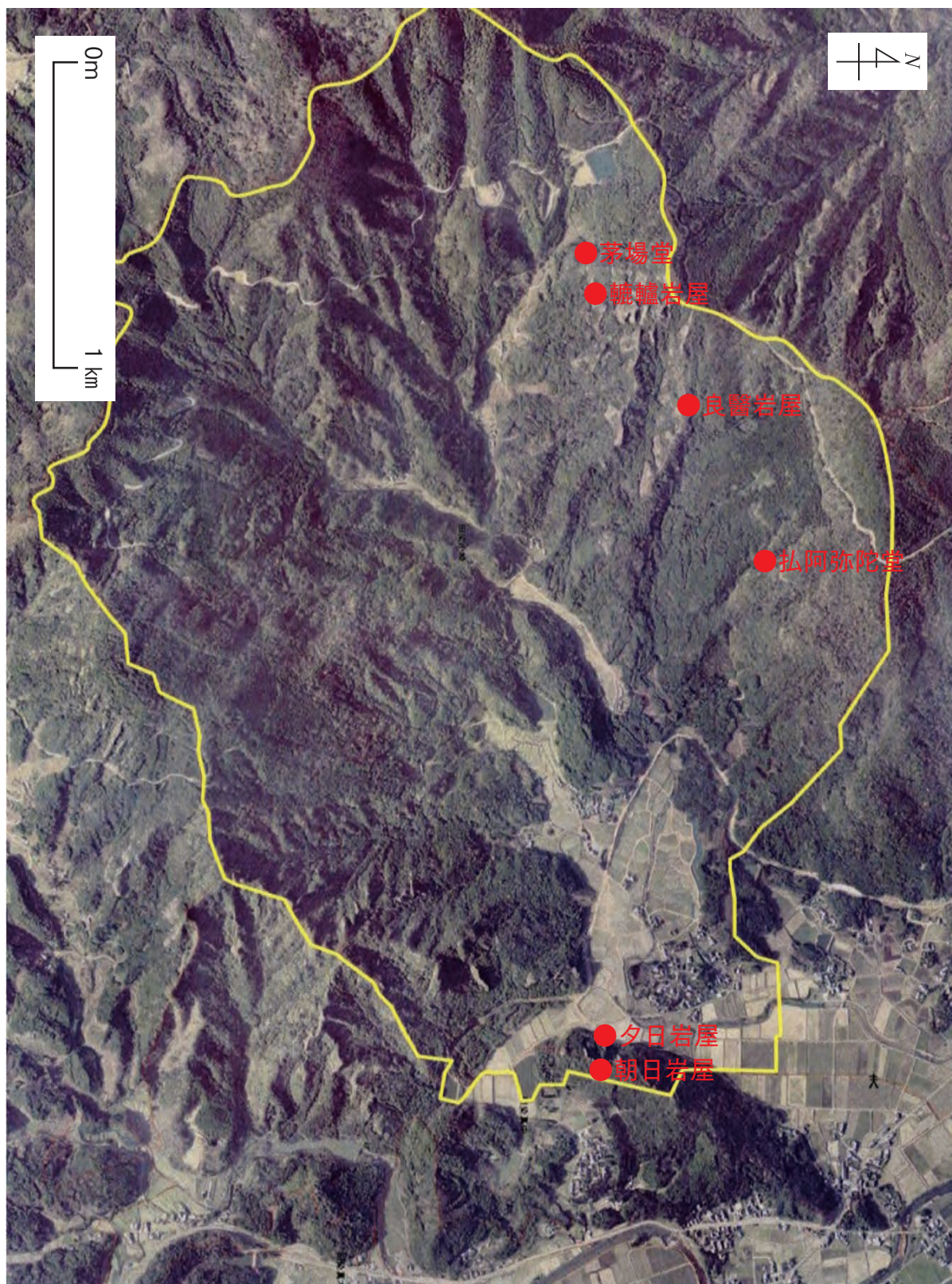


●河野家墓地（小藤）



◆届出が必要な要素（岩屋）の要件

中世以来の信仰が受け継がれている歴史上重要な岩屋（仏像・信仰物を含む）
現代に信仰が受け継がれている地域の中で重要な岩屋（仏像・信仰物を含む）



【届出が必要な要素】

●朝日観音岩屋



●夕日観音岩屋



●轆轤岩屋



●払阿弥陀堂（ロッコさま）



●良醫岩屋（タガイ岩屋）

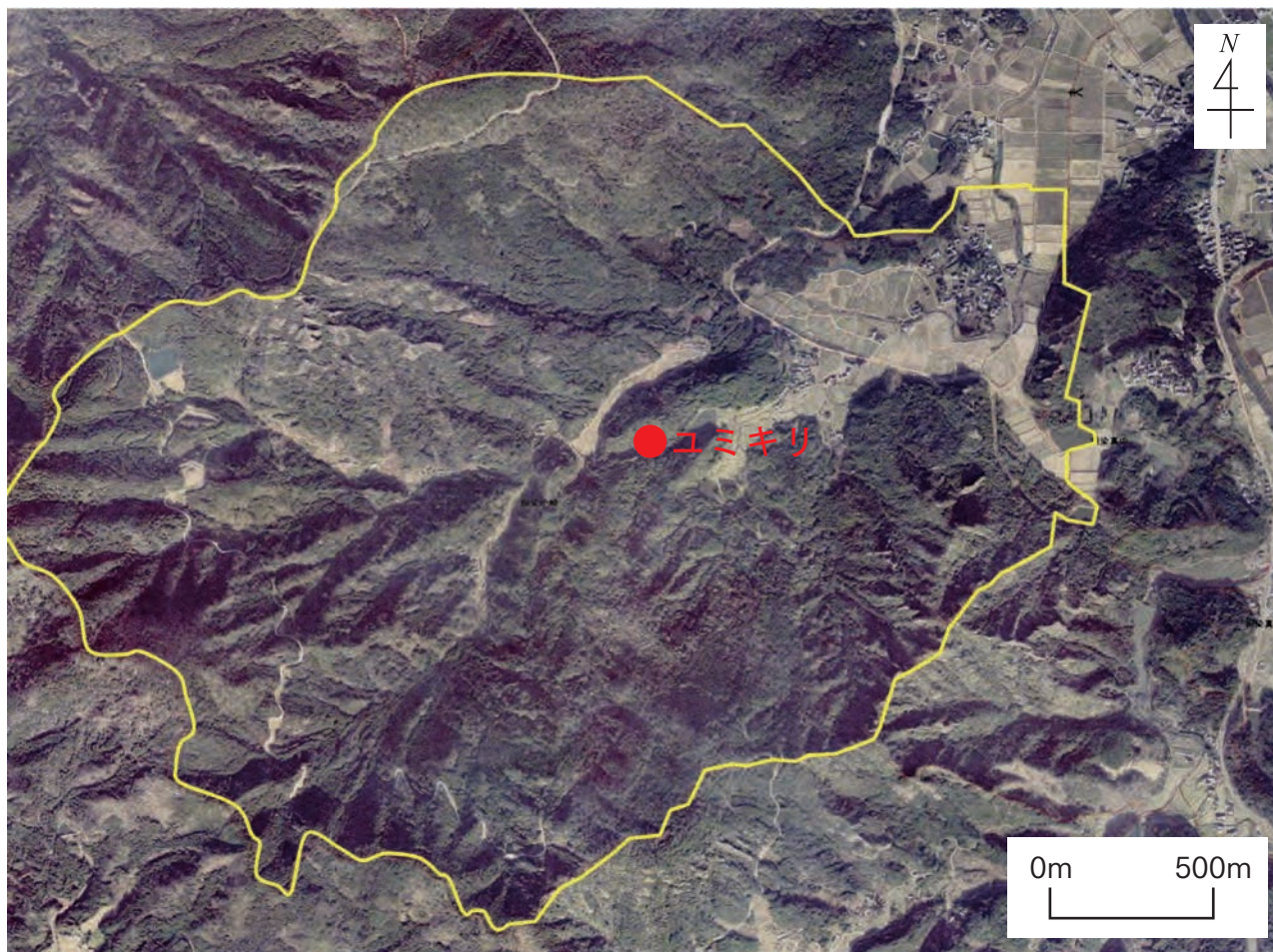


●茅場堂



◆届出が必要な要素（ホダ場）の要件

中世以降の水田の故地に所在し、田染荘小崎の里山の営みの典型であるホダ場



【届出が必要な要素】

●ユミキリのホダ場



第2節 景観を構成する要素の整備・活用

整備に関しては、現状の景観保全並びにその活用を推進するために、文化的価値や景観に配慮しつつ、必要最小限の整備を行うことを基本とする。また、活用に関しては、来訪者が文化的景観を肌で感じ、その資産の重要性を認識させられるよう活用することを基本とする。

1 整備に関する基本的考え方

本地域の農業生産にかかる設備の整備は2001年から実施された「田園空間整備事業」によりほぼ実施されているが、今後施設整備が必要となった場合は以下の基本的考え方で整備を行う。

- ・重要な景観構成要素は、基本的に現状維持（保全）することを基本とし、整備を必要とする場合は文化的景観の価値を守り伝えることに配慮して整備を行う。
- ・既存の植生や生態系に配慮した整備を行う。
- ・交流に必要な施設の整備を行う場合には、文化的景観の土地利用に影響を与えないように配慮し、適切な位置・規模となるようにする。

2 活用に関する基本的考え方

本地域は、すでに文化的景観を利用して「お田植え祭」、「収穫祭」など、地域外住民が参加する活動が地元住民を中心に実施されている。今後、更に地域の発展を目指し活動を展開するものとするが、その際は以下の考え方を基本として文化的景観を活用する活動を行う。

- ・地域の活性化に資する活用となるよう配慮する。
- ・地域の歴史的価値が来訪者に理解してもらえるよう学術的な資料等を提示して、来訪者が興味を持つような資源の活用を図る。
- ・来訪者の歴史や自然、農業の学習の場として活用する。
- ・地域内外の住民の交流の場として活用する。

3 1次選定後の整備・活用実績

ア. 教育委員会関係

A、文化的景観の構成要素の補修

田染荘小崎の農村景観の選定地では、1次選定以降もその価値を守り伝えるため、重要な構成要素の補修を行ってきた。田染荘小崎では、江戸～昭和初期の農家建築が多くあり、中でも重要建物である阿部武則氏邸の馬屋（ネルベ、江戸時代）については、補修しなければ滅失する可能性があったため、そのままの形態を維持しつつ補修を行った。

また、経年や台風によって水田・農道等がき損する事例もあり、農業を守り伝えつつ、景観に配慮した形での補修を行った。

【実績】

- ・平成24年度 田染荘水田整備事業
- ・平成25年度 田染荘農道整備事業
阿部武則氏邸馬屋（ネルベ）
- ・平成26年度 台風により毀損した水田3ヶ所の補修
- ・随時 遊歩道・農道のメンテナンス



修復された阿部武則氏邸馬屋（平成25年度）



台風により毀損した水田の補修（平成26年度）

B、文化的景観の周知・広報に資する設備の整備

田染荘小崎の農村景観は、来訪者が決まって立ち寄るガイダンス施設等がなく、来訪者はグリーンツーリズム関連以外で、文化的景観に関する説明を受けられる機会が設けられていなかった。そのため、文化的景観に関するパンフレットを作成し、ほたるの館、市内各観光施設およびWEB上で公開した。また、古文書に登場する地名の比定地に石造の標柱を設置したり、構成要素に関する説明看板を設置したりした。

【実績】

- ・平成23年度 文化的景観のパフレット作成
文化的景観の案内看板設置（ほたるのやかた）
文化的景観の石造標柱設置（8ヶ所：尾崎屋敷・かとのいやしき・為延屋敷・ミ
すミのはたけ・飯塚屋敷・赤迫イゼ・フロノモトイゼ・雨引社）
高札型説明看板の設置（かとのいやしき付近）
- ・平成26年度 文化的景観の説明看板設置（3ヶ所：夕日岩屋・阿部武則氏邸・二宮橋付近）
文化的景観の学習DVD作成



文化的景観のパフレット



古文書地名の比定地の石柱

C、文化的景観の周知・広報に資するイベント等の開催

文化的景観の選定年には、市内および田染荘の研究に携わった別府大学・九州大学・早稲田大学において、選定記念シンポジウムが行われ、市内外に向けて田染荘小崎の農村景観の文化的価値について広く周知・広報がなされた。

文化的景観の周知・広報に関して、市民向けのイベントも開催した。小学生向けの講座・社会科見学、一般市民向けのバスツアーなどを開催し、文化的景観の歴史的価値について周知・広報を行った。

特に田染小学校・田染中学校では、田染荘を素材とした学習を継続しており、歴史・自然・農耕文化など多様な学習の場として活用されている。

【実績】

- ・平成22年 8月 市内シンポジウム（於 ホテル清照）
小学生のための歴史探訪バスツアーで田染荘小崎を訪問（以降毎年）
- 11月 シンポジウム「文化的景観と地域連携」（於 別府大学）
同時開催 企画展「後世に伝えたい日本の農村の原風景田染荘小崎」（於 別府大学）
- 12月 シンポジウム「田染荘小崎への招待」（於 九州大学）
- ・平成23年 6月 御田植祭にて重要文化的景観の説明ブースが作られる
- 7月 シンポジウム「重要文化的景観と農村の未来」（於 早稲田大学）
- ・平成26年11月 郷土の文化財探訪バスツアーで訪問



市内でのシンポジウムの様子（平成22年度）



小学生のための歴史探訪バスツアーの様子

D、文化的景観2次選定に係る調査

田染荘小崎の農村景観の2次選定申請予定地について、水田・水利施設の現況調査及び、重要な構成要素である岩屋の位置調査、神社などの宗教施設に関する環境調査などを行った。

【実績】

- ・平成25年度 耕作地・水路の現況調査
- ・平成26年度 信仰物・岩屋の現況及び位置確認調査
重要文化的景観に関する古文書の所在確認調査
- 10月 第1回 田染荘小崎の農村景観検討会
- ・平成27年 7月 第2回 田染荘小崎の農村景観検討会
「田染荘の村絵図」を市指定有形文化財として指定
- 12月 第3回 田染荘小崎の農村景観検討会



田染荘小崎の農村景観検討会の様子



岩屋の現況及び位置確認調査（平成26年度）

イ．農業振興関係

A、田染荘小崎の農業振興

田染荘小崎では、地域住民からなる荘園の里推進委員会による地域振興・観光振興が行われている。2000年から開始されたオーナー制により、地域農家の収入は安定し、現在では減農薬によって作るブランド米「荘園米」が開発されるなど、荘園というイメージを利用した商品開発も進んでいる。

世界農業遺産の認定により、クヌギ林による水の涵養、シイタケ栽培が脚光を浴びようになり、古代米やマコモダケの栽培をする農家も増えて、荘園産品の幅が広がっている。味処ほたる（荘園ほたるの館隣において、荘園の里推進委員会女性部によって荘園産品の料理を提供する施設）において荘園産品による「荘園恵み御膳」を提供したり、「荘園万菜おせち」を販売したりしている。

【実績】

- ・平成25年 3月 別府大学と共同で、荘園恵み御膳の開発



ブランド米となった荘園米



荘園産品を利用した荘園恵み御膳

B、文化的景観の周知・広報に資するイベント等の開催

オーナーと地域住民の交流の場としてはじめられた御田植祭は、近年では1000人以上が参加する市内でも大きなイベントとなっている。文化的景観に選定された年や、世界農業遺産に認定された年には、特設のブースが作られ、その文化的価値について周知・広報が行われた。

世界農業遺産認定後に、認定地の中学生を集めて行ったワークショップ（「世界農業遺産中学生サミット」）では、次世代に守り伝えるべき国東半島の農業文化や農業景観について市内中学校生徒による報告会（サミット）が開催された、特に田染中学校の生徒によって田染荘小崎の農業を学習し、守り伝える活動についての報告があった。

【実績】

- ・平成25年 5月 国東半島・宇佐地域が世界農業遺産に認定される
- 6月 御田植祭で世界農業遺産等に関わる広報ブースが設置される
- ・平成26年 9月 世界農業遺産の郷フィールドワーク（生態系）
- ・平成27年 1月 世界農業遺産中学生サミット（於 杵築市・農業文化公園）
- 8月 世界農業遺産モニタリング（於 国東市・アストくにさき）

1 1月 世界農業遺産レゴブロックワークショップ

- ・平成28年 1月 豊後高田市役所新庁舎に田染荘小崎を題材としたデジタルアートを展示（チームラボ制作）



世界農業遺産の広報ブース（平成25年）



世界農業遺産中学生サミットの様子（平成26年）

ウ．観光振興・地域振興関係

A、文化的景観の周知・広報に資する設備の整備

市内の観光振興では田染荘小崎の農村景観が、広域観光の中に位置づける整備が行われている。市内全体の観光地を紹介するパンフレットへの掲載を行い、周知・広報に努めている。また六郷満山の修験者の通る峯道を活かした「国東半島峯道ロングトレイル」に関する回遊ルートの整備も進んでおり、田染荘小崎では間戸地区から夕日岩屋・朝日岩屋を越えて、台藪集落を通り、田染荘小崎の奥を抜けて高山寺・小田原に抜ける間がルート上に位置づけられている。

【実績】

- ・平成27年 3月 国東半島峯道ロングトレイル T-1 コース（熊野磨崖仏～高山寺：途中田染荘小崎を通過）が開通



ロングトレイルのホームページ



田染荘小崎でのトレッキングのイメージ

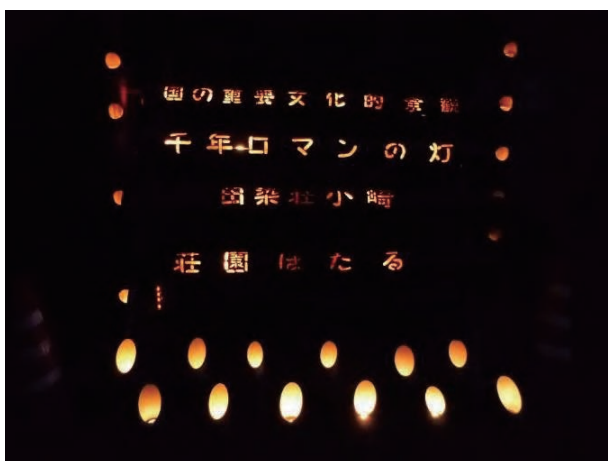
B、地域振興のイベントの舞台としての活用

田染荘は「かかしコンテスト」「田染荘ウォーク」などの地域のイベントの舞台として活用されている。多くの人に積極的にイベントに参加してもらう中で、田染荘小崎の素晴らしい農村景観に触れる機会の創出の助けとなっている。

また、県内外の大学生がイベントに積極的に参加しており、地域振興に一役買っている部分もある。特に別府大学・九州大学との親交は深く、毎年の御田植祭・収穫祭には多くの学生が訪れる。日本文化を学ぶ留学生のモニターツアーも定期的で開催しており、田染荘小崎は多くの文化交流の場にもなっている。

【実績】

- ・平成24年12月 田染荘ウォーク（以降毎年）
- ・平成27年度 総務省全国移住ナビの自治体CM動画の素材に田染荘小崎を利用する
 - 10月 APUの留学生を対象とした田染荘小崎のモニターツアーを開催
 - 11月 田染荘のウォーキングコースの開通



地元主体で行われる蛍鑑賞会の竹灯籠



留学生・大学生の田植え体験の様子

4 今後の整備・活用の方針

ア．文化的景観の価値を守り伝えるための整備

今後も田染荘小崎の農村景観の歴史的価値を引き継いでいくため、基本方針のもと整備を行う。

重要建物・神社・石造物など有形の構成要素については、地域の景観を守る上で非常に重要なものであり、経年・自然災害などによる重要な構成要素のき損などが発生した際には、原状復旧を基本とした補修を行う。

また、農村景観にとって最も重要である伝統的農業の継続を目指すため、重要な構成要素となっている伝統的な設備（水田・水利設備・農道・畦など）について原状復旧を基本とした補修を行う。田園空間博物館事業で取り組んだ整備を基本とし、現状の田染荘小崎の景観が守られるよう努める。

イ．定住対策による地域活性化の推進

豊後高田市では、定住に重点的な取り組みも行っており、田染荘地域における定住推進事業も行っ

ている（例：親子限定の田染荘移住体験ツアー、田染地域内の空き家利用）。「住みたい田舎」「癒しの里」のブランド化を進めて、田染荘への移住推進に取り組んでいく。

また、農業振興事業（「世界農業遺産」関連事業など）や、地域団体（荘園の里推進委員会など）、地域の小中学校との連携を図り、地域内外の人々に田染荘小崎の景観に誇りを醸成する手助けをしながら、集落としての田染荘小崎の永続的保全を図る。



ウ．来訪者が文化的景観の歴史的価値がより深く理解できるような整備・活用

田染荘小崎では、標柱・看板などによって来訪者に対して、地域の歴史的価値について周知・広報してきた。しかし、荘園村落に関する情報は多く、パンフレットやWEBサイトだけでは深く理解することは難しい。

今後は荘園ほたるの館などのスペースを利用して、パネル展示・写真展などを実施し、地域住民や観光客に田染荘小崎の農村景観の文化的価値について、より深く理解してもらう機会を設ける。

エ．地域内外の人々の交流の場としての活用

田染荘小崎は地域内外の多くの人々の憩いの場となっている。市内でも特に豊かな自然を持ち、ホタルやトンボといった生物、地域の人々が受け継いできた植生、伝統的な家屋や水田景観を活かし、多くのイベントなどに活用して、地域振興を図る。

毎年開催されている「案山子コンテスト」「田染荘ウォーキング」などは、多くの人の参加を得ているので、その機会を活かして田染荘の歴史的価値に触れられるような機会を創出する。県内外の大学生・留学生との交流事業を活かし、農業体験・景観づくり事業などを行っていく。



案山子を作る地域住民



2ヶ月に1回開催される荘園マルシェ

オ．複合的な「学びの場」としての活用

市内の小中学校及び高等学校における地域学習の素材として活用する。田染荘小崎の農村景観を題材とできる範囲は多教科に跨っており、歴史学習は勿論のこと、自然学習・農業体験などを交えた複合的な内容を学ぶプログラムを設定していく。

また田染荘小崎の農村景観を、将来故郷の誇りとして捉えることができるような地域学習の素材を提供していく。



田染荘小崎移住者による歴史講座（田染中学校）



田染中学校のフィールドワークの様子

第5章 運営及び体制整備

「田染荘小崎景観計画」では、「中世のムラ」づくりの推進にあたり地域住民を主体として、行政、専門家、ボランティア、NPO団体など地域外住民と連携した具体的な景観形成活動を行うものとしている。また、基本方針や景観形成基準に関する行政的な判断・審議を行う諮問機関としての景観審議会の設置も自主条例で位置づけることとしている。文化的景観の保存管理・整備活用に必要な体制は、景観計画に示された内容のものと、地域住民を主体とした活動団体の組織化を図った上で、技術的支援・人的支援・財政支援に対する輪を広げ、運営体制を確立していくことを目指す。

第1節 保存管理体制

豊後高田市では、文化的景観の保存管理体制として、地域運営主体と連携したり、NPO活動団体等を育成、支援しつつ下記の項目に対する検討を進めることとする。

- ・住民と行政連携
- ・多大な労力を要する営農や農業施設の維持管理作業に対する支援
- ・集落営農組織の結成や組織による営農の継続
- ・Iターン、Uターン、定年帰農者などの募集により、地区の農林業の信仰に関する方法など

第2節 活用体制

今後の増加することが予想される来訪者に対し、現地案内ガイドの育成が必要である。現地ガイドについては、地区住民を中心として育成をはかるものとするが、あわせて、既存の活動組織の協力・交流を図りながらボランティアガイドの育成と支援などへも取り組む。

- ・ボランティアガイドなどによる資源の活用
- ・観光など他産業との連携による活用
- ・来訪者の文化的景観保全の必要性への理解の促進のための活用
- ・グリーンツーリズムなどへの活用
- ・情報発信による地域PRへの活用

田染莊小崎の農村景観 2 次選定 文化的景観保存計画

発 行 日	平成 2 8 年 3 月 3 1 日
編 集	豊後高田市教育庁総務課（文化財係）
発 行	豊後高田市教育委員会 〒872-1101 大分県豊後高田市中真玉2144番地12
印 刷	有限会社 宗印刷所 〒872-1105 大分県豊後高田市西真玉2281番地1

田染莊小崎の農村景観2次選定 文化的景観保存計画

発 行：大分県豊後高田市

発行日：平成28年3月